

い旨主張する。しかし、致命的な疾患であるレジオネラ肺炎を速癒とする点では本判もメシル酸パズロキサシンも同じであるから、原告の上記主張は前記の合理的推認を覆すに足りない。

イ したがって、本件延長審判がされた期間四年一月七日のうち、本件米園臨床試験に係る期間一年八月三日は、特許法六七条二項にいう「政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることができない期間」には該当しない。

これと同旨の審判の判断には誤りはなく、この点に関する原告の主張は理由がない。

三 取消事由三（日本の承認に向けた活動再開日から本件国内臨床試験開始日までの期間を延長期間に算入しなかった誤り）について

(1) 原告は、本件米園臨床試験に係る期間が特許法六七条二項にいう「政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることができない期間」に当たるとを前提として、平成十四年二月一日にレジオネラ肺炎についての効能・効果の追加の要望を出した時点において、日本の承認申請に向けられた継続的活動が再開され、上記期間が、再び進行を開始した旨主張する。

しかし、原告の上記主張は、理由がない。すなわち、前記二で説示したとおり、本件米園臨床試験に係る期間は、特許法六七条二項にいう「政令で定めるものを受け

ることが必要であるために、その特許発明の実施をすることができない期間」には当たらないから、同期間に該当することを前提として、本件米園臨床試験を一時中断した後には再開した日を、同期間の再開日に該当するものということはできない。

(2) また、原告は、実際の治験計画届の提出前には、医薬当局と新たな臨床試験が必要かどうか、どのような枠組みで承認申請をするかなどの協議をしたり、臨床試験を実施してくれる医師を探して依頼したりする作業期間が必要であり、これらの準備作業をした平成十四年二月一日以降の期間は、実質的にみても、「政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることができない期間」の起算日（承認を受けるのに必要な試験を開始した日）に該当するというべきである旨主張する。

しかし、原告の上記主張も理由がない。すなわち、準備がいつどのように開始され、継続されるのかは第三者にとつて必ずしも明確ではない。したがって、仮に、不明確な準備作業の開始日をもって「承認を受けるのに必要な試験を開始した日」（最高裁判所平成一〇年（他）第四三三号平成一一年一〇月二日第二小法廷判決参照）に該当するものならば、延長登録期間の客観的な確定を困難にさせ、予見可能性を担保することができなくなる。したがって、臨床試験を実施することが治験計画届や治験を実施する医療機関との契約書等により客

観的に明確になった日をもって、「承認を受けるのに必要な試験を開始した日」であるとして、「政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることができない期間」の進行を開始するものとするのが相当である。

これを本件についてみると、本件国内臨床試験の治験局が提出された日である平成十五年八月二十九日をもって、「承認を受けるのに必要な試験を開始した日」に当たるものと認めるのが相当であり、本件において、この認定を左右するに足る証拠はない。したがって、これと結論を同じくする審判の判断は正当であり、この点に係る

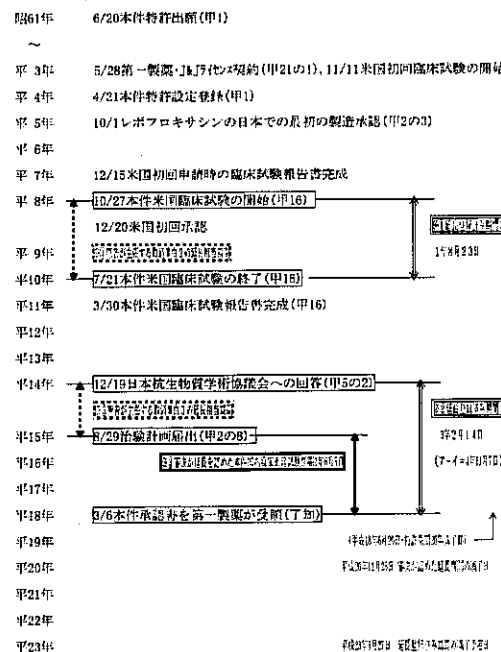
原告の上記主張は理由がない。

四 結論
以上によれば、原告主張の取消事由はいずれも理由がない。原告は、その他にも繰々主張するが、いずれも理由がない。よって、原告の本訴請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 飯村敬明 裁判官 大須賀 齊木教明）

別紙 審決書写し入略

別紙 「本件延長登録時系列表」



商事

▽賃借中の無人倉庫に保管中の商品が当該倉庫が焼損する火災によって損害を受けたとして店舗総合保険契約に基づく火災保険金の支払を求める保険契約者の請求が損害保険会社の故意免責などの主張が排斥されて認容された事例

保険金請求事件、山口地裁下関支部
平一七(二四五)号、平二一・二・18判
決、一部認容（一部棄却）（控訴、上訴
却下和解）

一 本件は、X（株式会社）が、その賃借中の無人倉庫に商品を保管中、当該倉庫が焼損した火災によってY（損害保険会社）との間で締結していた店舗総合保険契約の保険の目的である商品について損害が生じたとして、Yに対し、保険契約所定の損害保険金四〇〇万円、臨時費用保険金五〇〇万円、残存物取片づけ費用保険金二八四万七千八百八十八円、失火見舞費用保険金二〇万円、以上合計四八四万七千八百八十八円とこれに対する保険金支払請求の日から過くとも保険契約所定の一か月（三〇日）が経過した日の翌日である

という平成十六年七月一日から完済まで商事法定利率年六分の割合による遅延損害金の支払を求めた事実である。

二 本件の事実関係は、概要、以下のとおりである。

1 保険契約の締結

Xは、平成一五年五月二日、Yとの間で店舗総合保険契約を締結した。これが本件契約であるが、保険期間は平成一六年五月二日午後四時まで、保険の目的は商品・原材料・製品等、これを収容する建物の構造・用法は鉄骨造ヘーベル金属板倉庫、保険金額は一三〇〇万円などと約定されていた。なお、保険金額は、その後平成一五年七月一六日、四〇〇〇万円に増額されている。

2 保険の目的商品の保管

Xは、平成一四年九月一日ころ、Zが所有していた鉄骨平家建工場倉庫、すなわち、本件建物のうち、その北側部分を賃借し、次いで、平成一五年四月二五日程、その南側部分を賃借（いわゆる「借増し」）をして、本件建物に商品を保管していた。もともと、本件建物は、消防署による行政指導を受け、その一環として、Xは、平成一六年六月二〇日までに建物内の製品を完全撤去する旨の回答をしていた。

3 保険金の支払と免責

本件契約（保険約款を含む）では、損害保険金、臨時費用保険金、残存物

取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金の支払が約定されていた。

しかし、保険契約者、被保険者又はこれらの者の法定代理人（保険契約者又は被保険者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害に対しては、保険金を支払わないと約定されていた。

なお、保険金を支払うべき場合の支払時期は、原則としても保険契約者又は被保険者が保険約款所定の手続をした日から三〇日以内に支払うと約定されていた。

4 本件建物の焼損

本件建物は、平成一六年四月二八日午前三時一三分ころ、建物内で火災が発生し、建築面積四二四六㎡のうち一七二〇㎡を焼損した。これが本件火災である。

本件火災は、所管の消防署長の火災原因調査報告書などによると、「何物かが何らかの火源を用いて倉庫内の収容物に放火したものと推定する」となされている。

なお、本件火災に前後して、平成一六年四月二二日午前一〇時二七分ころ、本件建物の約一五m北側のゴミ焼却場所から約四m北側の空き地で小火災が発生し、また、平成一六年五月一二日午前三時五十分ころ、Xの別の倉庫で火災が発生して、倉庫を全焼して

いる。当該倉庫の火災も放火によるものと推定されているが、Xは、当該火災の原因としてYとは別の損害保険会社から保険金の支払を受けている。

三 本件訴訟において争点となったのは、本判决の指示することによると、①借増部分（本件建物の南側部分）にあった商品と保険の目的に含まれるか、②故意免責の成立、③本件火災による損害の額等、④付帯請求の起算日はいづか、以上四点である。この点に関する当事者双方の主張は詳細を極めるが、本判决も、仔細に事実関係を認定したうえで、要旨、①の争点については、保険金の額を四〇〇〇万円に増額した際には、Xも、Y（代理店）も、本件建物のうち、借増部分を含めた賃借部分の全部を保険の目的の所在地として認識していたとして、本件契約の保険の目的の範囲は借増部分にも及ぶとし、②の争点については、①不審な出火状況、②動機とならざる経済状況、建物使用状況、③在庫商品に関する不審な事情、④不審な火災原因・保険金取得履歴についての事実認定を踏まえ、本件に現れた証拠関係からは、本件火災が何物かによる放火であるとはいえず、それがA（Xの従前の代表取締役）又はその意を受けた者の犯行であると推認するだけの間接事実はないといわざるを得ないとして、Y主張の故意免責を否定し、③の争点については、損害保険金を四〇〇〇万円（前

判例時報 2058号

記請求額と同額、臨時費用保険金を五〇〇万円（前記請求額と同額、残存物取片づけ費用保険金を二五万六千四四〇円（請求額は前記二八四万七千三八円、失火見舞費用保険金を二〇万円（前記請求額と同額）と認定し、④の争点については、最三判平九・三・二五民集五一・三・一五六五を引用し、なお、Yがその主張で引用する最一判平二〇・二・二八民集二〇〇〇・一三〇にいう履行期に関する合意は認められないとして、保険金請求手続が行われた日からその日を含めて三〇日を経過した日に保険金支払義務の履行期が到来すると解すべきであるとし、本件においては、その支払期限は平成一六年九月三〇日であるとして、その翌日から完済まで遅延損害金の支払義務を認めた。

四 保険金請求権の発生あるいは消滅に關係しては、偶発性あるいは人為性が問題となる場合は少なくない。保険金請求権の発生あるいはその支払義務の消滅に関する商法ないし保険約款の規定が必ずしも一義的でないことにも原因しているが、この点については、これまでの一連の最高裁判決によつて既に解決されている問題でもある。店舗総合保険契約については、最二判平一七・一・一七民集五九・一・一、本誌一八八・八六が、要旨、「保険金の支払事由を火災によつて損害が生じたこととする火災保険契約

（注・当該事案では店舗総合保険契約）の約款に基づき、保険者に対して火災保険金の支払を請求する者は、火災発生が偶然のものであることを主張、立証すべき責任を負わなければならない」と判示しているところである。本件においても、前記した(1)不審な出火状況、(2)動機となりえる経済状況、建物使用状況、(3)在庫商品に関する不審な事情、(4)不審な火災歴・保険金取得歴についての事実認定を踏まえ、結局、本件火災がA又はその意を受けた者の犯行であると推認するだけの間接事実はないとされている。

五 本件は、以上のとおり、店舗総合保険契約に基づき火災保険金の支払が求められ、故意免責の成否などが問題となったが、請求が認められている事案である。その後、控訴審において和解が成立しているようであるが、今後なお多数の訴訟係属が予想される同類事案の解決に際して、本判决の認定判断は、これを認し得る可否かは格別、参考になることが少なくないように思われる。

（二部仮名）

△参照条文▽ 商法六五条・六四一条
△当事者▽ 原告 株式会社甲野
同代表者代表取締役
阿部 隆

△訴訟代理人弁護士
阿部 隆

同弁護士 阿部 隆 徳
被告 東京海上日動火災保険株式会社
同代表者代表取締役
石原 邦夫
同訴訟代理人弁護士
三好 晃一
同弁護士 大野 澄子
【主文】一 被告は、原告に対し、金四七六万一千四百五〇円及びこれに対する平成一六年一月一日から完済まで年六％の割合による金員を支払え。
二 原告のその余の請求を棄却する。
三 訴訟費用は、これを一〇分し、その一を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
【事実及び理由】 第一 原告の請求
被告は、原告に対し、金四八〇四万七千三八円及びこれに対する平成一六年七月一日から完済まで年六％の割合による金員を支払え。
第二 事案の概要
本件は、平成一六年四月二八日未明、無人の倉庫が焼損した火災に関し、倉庫建物を賃借し、中に商品を保有していた原告が被告との間の商品についての火災保険契約に基づき、保険金（損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金）とこれに対する請求の日一か月後となる平成一六年七月一日から完済まで商事法定利率年六％の割合による遅延損害金の支払いを求めた事案である。

一 争いのない事実等（以下の事実は、括弧内に認定根拠を掲記する以外、当事者間に争いがない。）（一）（被告は、本誌で証言する）
（1）当事者
① 原告は、あらゆる祭壇の設計・製作・修理・販売・施工を事業内容とする株式会社であり、昭和四四年四月に有限会社として設立され、平成一二年一月に株式会社組織変更した。
平成一三年一月、福島市八番地略Vに本店を置く株式会社丙川（以下「丙川」という。）が原告に資本参加し、それまで原告の代表取締役社長であった丁原松夫（以下「松夫」という。）が代表取締役副社長に降格し、二名いた丙川社の代表取締役の一人であった乙山太郎（以下「乙山」という。）が原告の代表取締役社長となった。
原告の丙川社は、平成一三年一月、丙川社の資本参加に伴い、山口県豊浦郡豊田町大字成原八番地略Vから福島市八番地略Vに移転したが、営業拠点は依然として山口にあった。
原告は、資本金を全額出資して中華人民共和国江西省新干県に設立した成田有限公司（以下「成田社」という。）や、松夫の息子丁原一郎が代表者を務める株式会社甲田（平成一八年一月一日株式会社甲川に商号変更。以下、「甲田社」という。）から、商品を仕入れていた。
② 被告は、損害保険を主たる営業とする保険会社である。

（2）原告による被災倉庫の賃借

① 山口県豊浦郡豊田町大字成原八番地略V所在の鉄骨造平家建工場倉庫一棟（以下「本件建物」という。）は、昭和五五年に建築され、同年一月一七日、名古屋に本店を置く株式会社乙野（以下「乙野社」という。）の関連会社である丙山株式会社（以下「丙山社」という。）が、会社の業績不振のため、平成五五年九月一五日付けで工場を廃止し、以後空き家となっていた。なお、乙野社は、平成一五年一月二五、日、会社更生手続の開始を申し立て、平成一六年一月六日、会社更生手続開始となり、那須克己弁護士が管財人に選任された。
② 原告は、平成一四年九月二一日ころ、本件建物の所有者である乙野社から、本件建物のうち北側約四五〇坪（別紙図面一の赤線部分。以下「当初借受部分」という。）を、使用目的倉庫、賃借期間同年九月一六日から一年として、賃料月額一〇万五〇〇〇円（消費税込み）で借り受け、賃借期間経過後も契約を更新していた。
③ 原告は、さらに平成一五年四月二五、日ころ、乙野社から、本件建物のうち当初借受部分に続く南側約四五〇坪（別紙図面一の青線部分。以下「借増部分」という。）を、使用目的倉庫、賃借期間同年五月一日から一年として、賃料月額一〇万五〇〇〇円（消費税込み）で借り受けていた。

約」という。）を締結し、同日、保険料三万六〇一〇万円を支払った。
ア 証券番号 △略▽
イ 保険種類 店舗総合保険
ウ 保険期間 平成一五年五月二日から平成一六年五月二日午後四時まで
エ 被保険者 原告
オ 保険の目的及びこれを収容する建物の構造・用途等
保険の目的 商品・原材料・製品等
収容する建物の構造・用途 鉄骨造
ヘーベル金属板倉庫
カ 保険金額 一三〇〇〇万円
キ 特約事項 ビジネスパッケージ
なお、本件契約についての保険証券には、「保険の目的およびこれを収容する建物の構造・用途」欄に続く「専有面積（四）」欄に「一四八五・〇〇」と記載されている。
② 平成一五年七月一六日、原告は、被告との間で、本件契約につき、保険金額の一三〇〇万円に二七〇〇万円を増額し、保険金額を四〇〇〇万円とする旨の契約を締結し、同日、追加保険料六万七千三三〇円を支払った。
③ 本件契約についての保険証券には、保険の目的の所在地の記載が空欄であったところ、原告の異動承認請求を承認する形式でその空欄が補充され、被告は、平成一五年二月二六日、保険の目的の所在地を「豊浦郡豊田町成原八番地略V」とする保険内容の異動を承認した。
（4）本件契約の内容

本件契約に適用される被告の店舗総合保険普通約款（以下、「約款」という。）には、次のように定められている。
① 損害保険金の支払い
被告は、約款に従い、火災によつて保険の目的に生じた損害（消防又は避難に必要な処置によつて保険の目的について生じた損害を含む。以下同様）に対し、損害保険金を支払う（約款第一条一項一号）。
② 臨時費用保険金の支払い
被告は、約款に従い、火災による損害保険金が支払われる場合において、その火災によつて保険の目的が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、臨時費用保険金を支払う（約款第一条八項）。
③ 残存物取片づけ費用保険金の支払い
被告は、約款に従い、火災による損害保険金が支払われる場合において、その火災によつて損害を受けた保険の目的の残存物の取片づけに必要な費用（取り壊し費用、取片づけ清掃費用及び搬出費用をいう。）に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払う（約款第一条九項）。
④ 失火見舞費用保険金の支払い
被告は、約款に従い、次に掲げるアの事故によつて生じる見舞金等の費用に対し、失火見舞費用保険金を支払う（約款第一条一〇項）。
ア 保険の目的又は保険の目的を収容する建物から発生した火災。ただし、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分から発生した火災を除く。

イ 第三者の所有物（動産については、その所有者によつて現に占有されている物で、その者の占有する構内にあるものに限る。）の滅失、毀損又は汚損。ただし、煙損害又は臭気付着の損害を除く。
⑤ 免責事項
被告は、保険契約者、被保険者又はこれらの者の法定代理人（保険契約者又は被保険者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失又は法令違反によつて生じた損害に対しては、保険金（損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金）を支払わない（約款第二条一項一号）。
⑥ 損害保険金の支払額
被告が損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額（損害が生じた地及び時における保険契約の目的の価額をいう。約款第一条七項一号）によつて定める（約款第四条一項）。
⑦ 臨時費用保険金の支払額
被告は、約款第一条一項の損害保険金の三〇％に相当する額を、臨時費用保険金として支払う。ただし、一回の事故につき、一構内ごとに五〇〇万円を限度とする（約款第八条一項）。
⑧ 残存物取片づけ費用保険金の支払額
被告は、約款第一条一項の損害保険金の一〇％に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を残存物取片づけ費用保険金として支払う（約款第九条一項）。
⑨ 失火見舞費用保険金の支払額

被告は、失火見舞費用保険金として、前記④イの損害が生じた世帯又は法人（被災世帯）の「数に被災世帯当たりの支払額（二〇万円）を乗じて得た額を支払う。ただし、一回の事故につき、前記④アの事故が生じた構内に所在する保険の目的の保険金額の二〇％に相当する額を限度とする（約款第二〇条一項）。

⑩ 損害発生の場合の手続

保険契約者又は被保険者は、保険の目的について損害が生じたことを知ったときは、これを被告に遅滞なく通知し、かつ、損害見積書に被告の要求するその他の書類を添えて、損害の発生を通知した日から三〇日以内に被告に提出しなければならぬ（約款第二六条一項）。

保険の目的について損害が生じたときは、被告は、事故が生じた建物もしくは構内を調査し、又はそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査もしくは一時他に移転することができる（同条三項）。

⑪ 保険金の支払時期

被告は、保険契約者又は被保険者が前記⑩の手続をした日から三〇日以内に、保険金を支払う。ただし、被告が、この期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払う（約款第二七条）。

(5) 消防署による行政指導等

① 本件建物は、準耐火造平家建延べ面積四二四六㎡、無窓階の倉庫であることから、消防法令上の消防用設備等として、消

火器、屋内消火栓設備、誘導灯、自動火災報知設備の設置が必要となること、消火器は設置していたものの、他の設備は未設置であった。また、本件建物の建築時の用途は工場であり、消火器、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、非常警報設備等が設置されていたが、平成五年に工場が閉鎖になってからは、維持管理は全くされておらず、使用不能の状態であった。

② 平成五年五月一日、豊浦東消防署員は、空き家調査の際、原告が本件建物倉庫として使用しているのを見つけて、原告副社長の松夫に連絡し、同年二月一日、立入検査を実施したところ、屋内消火栓、誘導灯、自動火災報知設備の未設置が認められた。そこで、豊浦東消防署員は、平成六年一月五日付で原告に対し、同月九日付で乙野社に対し、前記設備の設置を求める立入結果通知書を各交付した。

③ これに対し、乙野社は、平成六年二月二〇日付で、賃借人の原告と協議し、原告にて改修対応することを確認したとする回答書を提出し、また、原告も、同年五月二日付で、倉庫内の製品を同年六月二〇日までに完全撤去する旨を回答した。

① 火災の発生

① 本件建物付近の小火災
平成六年四月三日午前二時二七分ころ、本件建物から約一五m北側のゴミ焼却場のそばに約四m北側の空き地で小火災が発生し、別紙図面二のとおり、その北側の枯れ草約二〇㎡を焼損した（消防署

知日時間午前二時三三分、鎮火日時間午前二時四〇分）。豊浦東消防署消防士長下口淳夫作成の火災原因判定調査書によれば、原告の従業員である甲野竹夫（以下「竹夫」という。）が前記ゴミ焼却場所でゴミを焼却中、その場を離れた間に火の粉が飛びつた、空き地の枯れ草に着火して燃え広がったものと判断されている。

② 本件建物の火災
平成六年四月二八日午前三時一三分ころ、本件建物内において火災が発生し、本件建物（建築面積四二四六㎡）のうち一七〇㎡（別紙図面五の赤斜線部分）を焼損した（消防署知日時間午前二時三十八分、鎮火日時間午前六時〇一分）。以下、この火災を「本件火災」という。

本件建物の周辺の状況は、別紙図面三、四記載のとおりである。
また、豊浦東消防署長作成の火災原因調査報告書等の消防当局の書類によれば、本件火災時の本件建物内の状況及び出火箇所は、別紙図面五、六記載のとおりであり、原因については、「本火災は、全く火の気のない無人倉庫からの出火であり、しかも深夜発生していることから、何者かが何らかの火源を用いて倉庫内の収容物に放火したものと推定する」（同報告書の「原因」欄）とされている。

③ 戊辰の倉庫火災
平成六年五月二二日午前二時五十分ころ、豊田町大字戊辰八番地略〇〇所在の原告の倉庫で火災が発生し、準耐火造折板鉄板瓦（軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼瓦）二階建倉

庫（昭和五四年四月建築、建築面積約一七〇㎡以下、単に「戊辰の倉庫」という。）を全焼した（消防署知日時間午前四時三十分、鎮火日時間午前五時一十分）。以下、この火災を「戊辰火災」という。

戊辰の倉庫の周辺の状況等は、別紙図面七記載のとおりである。

豊浦東消防署長作成の火災原因調査報告書によれば、「本火災の原因は、内部者又は外部者が放火した可能性が完全に否定できないことから、人目につくにくい未明無人の建物敷地内に侵入した何者かが、何らかの火源を用いて、倉庫東側壁に掛け下置き、ビニールシートで覆われていた祭壇取納箱北側付近に放火したものと推定するが、人的、物的な資料及び証拠は現状では得られない」と判断されている。

原告は、戊辰火災について、平成六年一月二七日、株式会社損害保険ジャパンから保険金一六八〇万八千九百一円の支払いを受けた。

二 本件の争点

本件の争点は、(1)借増部分にあった商品も保険の目的に含まれるか、(2)故意免責の成否、(3)本件火災による損害の額等、(4)付帯請求の起算日はいくつかである。

(1) 借増部分の商品も保険の目的に含まれるか否か

(原告の主張)

本件契約は、借増部分にある商品も保険の目的として合意している。保険証券の専有面積欄に一四八五㎡（四五〇坪）とあるのは、単なる誤記である。このことは、本品に火災保険を掛ける意図であった可能性が極めて高い。しかし、契約締結時に、原告は在庫商品が一三〇〇万円、建物面積を一四八五㎡（約四五〇坪）と申告しているから、合理的に考えれば、原告が付保の対象としたのは、本件建物の中の当初借受部分であると推測される。また、保険金額が四〇〇〇万円に増額された機会に原告が借り増した（貸借面積を増加させた）という事実はなく、増額の契機は、保険代理店の問い合わせに対して在庫商品が四〇〇〇万円あると原告が回答したことにあり、また、原告からは面積を訂正して増加させる旨の申出もなかったことから、保険金の増額をもって、保険の対象が借増部分にまで拡大したと認めるべきではない。したがって、本件建物のうち借増部分に置かれた商品は、保険の目的外である。

(被告の主張)

① はじめに
本件火災の不審な出火状況、動機となりうる経済状況及び建物使用状況、商品在庫に関する不審な事情、火災歴、保険金取得歴その他不自然、不合理な諸事情を、規範的見地に立って総合的に判断すれば、本件が、原告代表者である松夫又はその意を受けた者により招致された故意による出火であることが強く推察される。被告のかかる主張は、当然のことながら、直感的かつ印象的な評価に基づくものではなく、あくまで各種間接事実を経験則（経験から帰納される事物に関する知識や法則であり、一般

件契約の手続を担当した保険代理店である有限会社丁川（以下「丁川社」という。）の代表取締役乙原梅夫（以下「乙原」という。）が、借増部分を含め本件建物にある商品一切が保険の目的と考えていたと証言することから、明らかである。

(被告の反論)

① 本件契約の締結経緯

ア 丁川社の代表者である乙原と原告の先代社長甲野一夫（以下「一夫」という。）とは、自動車保険の関係で二五ないし三〇年の長い付き合いがあったが、過去に火災保険契約の締結はなかった。しかし、原告の従業員丙田春子（以下「丙田」という。）が丁川社に来店し、商品の火災保険に加入したいとの申出があったため、乙原が最初に対応し、具体的な手続は当時丁川社に勤務していた丁野夏子（以下「丁野」という。）が担当した。

イ 火災保険契約申込書の必要事項は、丙田に確認しながら（あるいは、その場でわからないことは原告の他の従業員に確認したと思われる）、主に丁野が記入して作成した。すなわち、丁野は、保険の目的である商品を収容する建物の面積や在庫商品の金額を原告の従業員に質問して、必要事項を記載した。その際、原告の従業員から、商品は二〇〇〇万円位であるとの申出を受け、保険金額を二〇〇〇万円とすることを提案して了承を得た。また、商品を取

寄する建物の面積が一四八五㎡（約四五〇坪）であるとの原告側の申出を受け、丁野が面積を記載した。なお、保険料率や保険

料の訂正は、丁野から申込書の送付を受けた被告の営業担当社員が行っている。

ウ 申込書の必要事項の記入が終わった後、丁野は、戊辰（申込書に記載された住所）の原告会社を訪問し、申込書に原告の印鑑を押捺してもらい、保険料を預収した。丁川社が保険料を預収した日は平成五年五月二日であり、同日、本件契約が成立した。

エ ただし、この契約締結の際には、原告側から乙原又は丁野に対し、倉庫として戊辰所在の本件建物を借りているとか、商品が本件建物に保管されているという話は一切なかったことから、乙原及び丁野は、本件建物が原告の倉庫である事実を全く知らず、保険の目的である商品の所在地は当然に戊辰であると考えていた（それ故に、印鑑及び保険料も、戊辰の原告会社を訪問してもらっている）。そのため、申込書（及び店舗総合保険証券）の「保険の目的の所在地」欄（保険契約申込者の住所と保険の目的の所在地が異なる場合にのみ記入することになっている）は空欄のみとなった。原告側も、本件建物の所在地が全く記載されていない申込書を見せられながら、何ら異を唱えることなく、これに捺印している。

② 本件契約の内容変更（異動）の経緯
ア 平成五年七月ころ、丁川社の従業員は、偶々、原告の従業員から、原告の事務所機能が戊辰から戊山に移っているとの話を聞いた。乙原、丁野及び丁川社の従業員は、戊山の本件建物に以前は乙野社が入

っており、倒産し空き家になったことは知っていたものの、原告が入居していることはこれまで知らなかった。そこで、乙原が戊山に確認に行ったところ、本件建物に原告の事務所機能が移転していることを確認した。

乙原は、本件契約の内容を変更する必要があると考え、丁野に本件建物を訪問するよう指示し、丁野は、被告の営業担当社員とともに本件建物を訪問した。丁野らが原告の従業員に商品在庫の価額を尋ねると、（詳し）資料の提出はなかったが、四〇〇〇万円との説明を受けた。

イ そこで、本件契約の内容も変更させる必要性が認められたので、平成五年七月一六日付火災保険承認請求書を作成して、原告の捺印及び追加保険料を受領し、保険金額が二七〇〇万円増額され、四〇〇〇万円となった。

ウ 上記の内容変更手続の際、「保険の目的の所在地」欄に戊山の本件建物の所在地を記入する必要があるが、何らかの都合で記入されなかった。そこで、丁川社では新たな火災保険承認請求書を作成して原告に捺印を依頼していたが、暫くそのままとなり、何回か原告に督促して、平成五年二月二六日になって捺印をもらい、異動が完了した。

③ 上記の経緯に鑑みると、(被告の保険代理店としては、当初、原告が戊山の本件建物を借りていることを知らず、商品は戊山にあると考えていたが)原告としては、戊山ではなく、戊山の本件建物内の商

常識に属するものから、職業上の技術、専門科学上の法則まで含まれる。に当てはめて、各種諸事情を合理的に評価した結果である。

ちなみに、被告が本件について念頭に置いた経験則の一部を列挙すると、次のとおりである。

ア 人為的出火には、通常何らかの動機があり、特段の事情がない限り、犯人はかかる犯行によって利益を得る者の中にいる。

イ いたずらなどの愉快犯や恨みによる人為的出火の場合、特段の事情が認められない限り、わざわざ侵入や逃走が困難となる建物内に着火する必要に乏しく、外壁に近接した場所に可燃物を置くなどして着火すれば足りる。

ウ 営業用建物であれば火災保険が付保されているのが通常であり、人為的に火災を起こしても火災保険金が支払われることにより所有者・使用者に経済的損失が発生しないことが予測されるので、特段の事情が認められない限り、建物所有者・使用者への恨みが犯行の動機になるものとは考えがたい。

エ 民事訴訟で争われるモラルリスク事案について、常に被保険者以外の第三者による出火の可能性が秘められているのであって、具体的な第三者を想定できる場合であれば格別、想定できない場合が殆ど全ての事案に共通しているから、特段の事情が認められない限り、第三者の犯行の可能性は、被保険者の故意を認定する妨げとなる

ものである。無関係の第三者が夜間、構造もわからない真つ暗な建物内部に侵入し、しかも逃走経路から最も遠い奥まった場所まで行つて着火することは、極めて不合理であり、説明がつかない。

(イ) 以上のとおり、本件火災がいたずら目的などの無関係の第三者によって惹起されたものではないことが、合理的に推認される。外部者による放火の可能性を認める消防署の判定は、根拠に乏しい抽象的可能性の存在に言及するにすぎないもので、経験則に反するものであり、また、本件火災が経験則の例外たるべきことを基礎付ける特段の事情は特に見当たらない(例えば、外部の者の犯行であることを積極的に基礎付ける事情は見当たらないもので、消防署もかかる特段の事情の存在について特に説明していない)。ことから、消防署の見解を採用することは相当ではない。

ウ 従業員による出火の可能性について 消防署は、従業員による出火の可能性について示唆しているが、従業員による出火の可能性は認められない。

(イ) そもそも人為的出火には、通常何らかの動機があり、特段の事情がない限り、犯人はかかる犯行によって利益を得る者の中にいると考えられる。この点、従業員は(従業員自身が火災保険契約を締結したり、被保険者であるわけではないから)火災を惹起しても、何ら利益を得ることはない。むしろ、会社で火災が発生すれば、火災の態様によつては業務に支障を来して会社が営業を停止するなど、働く場を失う

ものではない。

オ 火災の発生は自動車事故のように頻度の高いものではないので(平成一九年の交通事故発生件数は八三万二五四件で、死者数及び負傷者数の合計は一〇〇万人余である。これに対し、平成一八年の全火災発生件数は五万三千三百七十六件、うち建物火災は三万一千五百六十六件、交通事故発生件数の約三・八%にすぎない)、特段の事情が認められない限り、一人の人間が複数回の火災の被害に遭うことはない。

上記各列挙からも明らかとなり、経験則といつても例外的事象が一切存在しないというのではなく、一定の例外が存在する。しかし、経験則を当てはめて得られた推論は、「特段の事情」がない限り、自然かつ合理的なものであると推認されるから、かかる「経験則の適用の否定を主張する側」が、経験則の適用を阻む「特段の事情」を立証する必要があると解するのが相当である。

被告の主張は、いずれも間接事実を経験則を当てはめて導かれる合理的な推論であり、かかる推論を阻む「特段の事情」が原告によって立証されない限り、被告の主張の正当性、合理性は維持される。そして、多数の不審な間接事実が積み重ねられ、これらを総合的に考慮することにより、自然に、かつ合理的に故意が推認されるものであり、かつ、故意の立証としてはそれで足りる。

そこで、以下において、故意免責の成立を推認させる間接事実について考察する。

② 不審な出火状況について

ア 本件火災の概要について

本件火災は、平成一六年四月二八日水曜日午前三時三十分ごろという深夜、原告が賃借して倉庫として使用している(出火当時無人の)本件建物の内部において発生した。

本件建物は、周囲を山林に囲まれた小高い山に位置し、付近に(関連施設以外に)他の建物も存在しない。本件建物に至るには、県道から分岐する町道阿座上支線に入り、更に外灯もない一本道である山道(取付道路)を二七〇m上る必要がある。

消防署も出火原因について「放火の疑い」と認定していること、本件火災はたばこの火の不始末や、電気火災その他の失火によるものではなく、何者かによって招致された人為的な出火であることは疑いようもない。

イ 無関係の第三者による出火の可能性について

(イ) 本件火災は、いたずら目的の愉快犯など、原告と無関係の第三者が招致したものではないと合理的に推認される。

(ロ) 本件建物は、人家の少ない町道を進行し、鎖で閉鎖された取付道路に入つて鎖を外した上、真つ暗な山道を登つた小高い山の上にある、しかもこの山の上には他の建物は存在しない。

したがって、無関係の第三者が偶々通りかかるという場所ではないことから、いたずら目的の愉快犯が偶然に放火を思いつく場所ではない。愉快犯が、わざわざ暗い山道を上り、立ち入つて放火するということは想定しがたい。

(ロ) また、本件火災は、建物内部から発生している。

そもそも経験則上、無関係の第三者が着火行為を行うとすれば、特段の事情がない限り、わざわざ侵入や逃走が困難となる建物内に着火する必要に乏しく、外壁に近接した場所に可燃物を置くなどして着火すれば足りる(すなわち、建物内部に入り込んでまで着火することは、通常であれば、特に建物内部の焼損を狙つた、意図的・計画的犯行であるから、特段の事情がない限り、無関係の第三者が危険を冒して実行する必要性が認められない)。

(ロ) しかし、本件建物の出火場所は、本件建物の中でも取付道路入口からみて最も遠い場所にある。

すなわち、本件火災の出火場所は、最も焼損の激しい第一倉庫(別紙図面五記載の「第一倉庫」以下、「第一倉庫」)、「第二倉庫」(「第二倉庫」という場合は同図面上のものを指す)内部の北端(北西付近)であるが、侵入者が上がつてきた取付道路は本件建物の南側(第三倉庫側)にある。したがって、取付道路入口から更に一〇〇m以上北に進んだ奥まった位置の、しかも建物(第一倉庫)の内部に出火場所が位置する。取付道路は一本道で他に逃げ道もなく、仮に無関係の第三者が本件建物への着火を試みるとすれば、最も近い第三倉庫の外壁に可燃物を置くなどして着火することが容易かつ可能であり、逃走も容易なこと

で、その供述は臨場感ある具体的なものであり、かつ現場周辺の客観的状況とも合致している。

したがって、丁田が、新聞配達中、離れた場所から本件火災を発見した事実が明らかに認められるものであり、同人は本件火災に関与していないことが確認できる。

(ロ) また、恨みによる人為的出火の場合でも、特段の事情が認められない限り、わざわざ侵入や逃走が困難となる建物内に着火する必要に乏しく、外壁に近接した場所に可燃物を置くなどして着火すれば足りる。

(ロ) 以上のとおり、経験則上、人為的出火には、通常何らかの動機があり、特段の事情がない限り、犯人はかかる犯行によって利益を得る者の中にいると考えられるところ、従業員には火災招致の動機につながる利得ないし強い恨みは一切認められない。また、動機の存在を推認させる特段の事情も見当たらない。したがって、従業員による出火の可能性は否定されたと推認するのが合理的であり、相当である。

エ 松夫(保険契約者及び被保険者である原告の取締役)はいしはその意を受けた者による出火の可能性について

(イ) 本件火災は、深夜、祭壇や位牌等の大量の可燃物が存在する無人の建物内部において発生したものであること、(ロ)実行犯は、町道から真つ暗な山道を上がつた上、取付道路から最も離れた第一倉庫内部に敢て侵入した上、第一倉庫の最も奥まった場所(北端)にまで赴き、着火し

ていること、(イ) 実行犯が出火場所から逃走するに、第一倉庫の北側出入口から退出した上、第一、第二、第三倉庫の各建物(東側)を通過することになるが、燃焼中の建物の窓ガラスが割れ、火災が噴き出すなどの可能性も高く、実行犯自らが怪我を負う危険性もあるのに、敢えて逃走の最も困難な奥まった場所に着火していること、(ロ) かかる状況からみて、実行犯は本件建物内部の商品の完全焼燬を強く意図していたことが窺われること、(ハ) 商品の焼損により、多額の保険金という利益を得られる唯一の主体は原告であること、などの事実からみて、本件火災は、本件建物内の商品の完全焼燬を狙った、悪質かつ計画的な犯行であると認められる。かかる行為態様、及び原告には動機となりうる経済状況のない建物使用状況が認められること、並びに原告または松夫の複数の火災歴・保険金取得歴を併せ考えれば、本件火災は、松夫ないしはその意を受けた者により意図的に招致されたものと推認するのが相当である。

オ 小括

(ウ) 民事訴訟で争われるモラルリスク事案については、常に被保険者以外の第三者による出火の可能性が秘められているのであって、具体的な第三者を想定できる場合であれば格別、想定できない場合が殆ど全ての事案に共通しているから、特段の事情が認められない限り、第三者の犯行の可能性は、被保険者の故意を認定する妨げとなるものではない。

そして、上記のとおり、本件火災は、倫

快犯などの原告と無関係の第三者、または原告(及び松夫が実質的に経営する甲田社)の従業員による出火とは認め難い。その上、上記事情の帰結として、また、本件火災の出火状況からみて、本件火災は、松夫ないしはその意を受けた者により故意に招致されたものと推認するのが合理的であり、また、かかる推認を妨げる特段の事情も見当たらない。

(イ) なお、本件建物の施錠が不完全であり(第一倉庫北側の出入口は、シャッターを開けたままに、シャッターの内側の木製の両開きスライド式ドアの下方を二か所、丸ラッチ錠で地面に固定する方法で施錠していたが、外から強く押せば人が通れるほどの隙間が開いたこと等。本件建物の鍵を所持しない者であっても本件建物への物理的な侵入が可能であったことについては、故意の推認を妨げる特段の事情には該当しない。

もとより、建物の「施錠が不完全」であるとか「施錠がされていない」こと、あるいは物理的に「保険契約者・被保険者以外の従業員等が出入り可能」であるからといって、そのこと故に、愉快犯や従業員その他の第三者が必然的に当該建物に侵入するとはいえない。ましてや、わざわざ建物内部に入り込んだ上、人為的に火災を惹起することになるものではないことは当然である。「施錠の不完全性」は、第三者による「侵入」が、施錠がされている場合との相対比較において一般に容易になるということにすぎない(施錠がきちんと行われ

ている場合であっても、ピッキングその他の解錠手段があることは周知の事実であり、「施錠」が直ちに第三者による「侵入」を否定することにはならない。

問題となるのは、単なる「侵入」可能性の有無という点ではなく、被保険者ないしはその意を受けた者による「人為的な出火」かどうかという点である。よって、具体的な第三者による実行を想定できる場合であれば格別、本件のように想定できない場合については、他に特段の事情が認められない限り、「第三者による抽象的な侵入可能性」は、「第三者による人為的な出火の可能性」と合理的関連性があるとはいえず、被保険者の故意を認定する妨げとなるものではない。

また、規範的見地からも、そのように解さなければ、重要な基本的理念である「保険金の不正取得排除」、「保険制度の健全性の維持」及び「誠実な保険加入者の利益の保護」を図ることが著しく困難となり、相当ではない。昨今のインターネット社会の病理現象として、保険金不正取得の手段が多数ウェブサイトに掲載され、誰でも容易に閲覧することができている現状で、本件のような「施錠が不完全な建物であれば、容易に保険金請求が認められる」とか、「従業員が出入り可能な建物であれば容易に保険金請求が認められる」ことがインターネット等で明らかにされ、安価な保険料を負担するだけで、管理の不完全な建物を、不要であったり、市場価値の低い財産・建物を容易に高額に換価できることが広く知

れ渡ることになり、健全な保険制度が崩壊する重大な危機に瀕することになる。社会正義の実現を図るため、裁判所における個々の事実認定の局面でも、上記の各基本的理念が重要な指針とされるべきであり、極めて抽象的な「侵入可能性」をもって、故意免責の成立を妨げる事情と解することは、経験則に反するのみならず、規範的見地からも相当ではない。

(ウ) 以上のとおり、諸般の事実を総合的に考慮すれば、本件火災は、松夫ないしはその意を受けた者により故意に招致されたものと推認するのが合理的であり、相当である。

⑤ 経済状況等、動機となりうる不審な事情について

ア はじめに
原告は、本件火災当時、赤字経営で税金も滞納していたこと、二億円超の負債を抱え、財務安定性も悪く、丙川社からの借入で資金繰りを行い、非常に厳しい経済状況にあった。さらに、松夫による背信的な行為(すなわち、松夫が原告と競業する甲田社を設立して不健全な取引を行っていたこと)が親会社の丙川社に発覚し、もし丙川社の資金が引き上げられれば資金繰りが危機的状況に陥る蓋然性があつた。

その上、本件建物は、消防法上の規制等のために早晩立ち退くことが予定されており、倉庫として維持する必要性がなくなつたことから、資金繰りを改善するため、倉庫内の商品を火災保険金に換価することが企図されても不思議ではない状況にあつた。

また、上記再建計画書では、丙川社からの借入金返済について、「手形を振り出すなど計画的に全額を返済し、自立する。」(平成三年三月三日を目途に)と記載されていることから、丙川社が原告に出資した資金の返済を強く求めている事実が合理的に推定される。しかも、「自立する」との表現からは、丙川社は原告の経営からも実質的に手を引いて、将来的にも援助は行わないとの意図が推察される。

丁山監査役による再建計画書の提案段階では、丙川社の意向も踏まえ、(1)丁山松夫氏を代表取締役社長に、(2)乙山太郎氏は代表権を返上する、(3)とされていたが、最終的な計画書では「(1)丁山松夫氏を代表取締役社長に、(2)乙山太郎氏は代表取締役社長に」とされた。乙山太郎氏は代表取締役社長に留まっていたが、これら三名は役員報酬も得ておらず、名目だけの役員となった事実が窺える。

その後、平成十六年一月一日付で社員一同宛に交付された松夫名義の「通達書」においては、「承知のとおり、株式会社甲野は、赤字状態が続いてきました。皆様には、多大な心配と、ご苦労を掛けてしまったことは、役員として、深く反省し、陳謝いたします。」と記載され、組織変更、給与見直し等の提案がなされている。

また、同日付の別の「通達書」では「給与見直しについて」とのタイトルで、「株

解を得ていなかった。

松夫は、山口における原告の人事権を掌握し、丙川社との合併後は予め戊野及び乙山社長の下解を得て従業員の採用・解雇を行っていたというが、原告を締め付けた乙田四子と丙原を、豊田町では人材が集まりにくいという理由で甲田社で雇用しており、しかもかかる事実を丙川社及び乙山社長には報告していなかった。

また、甲田社では、荷物の輸送についても、原告の便を借りて一緒に輸送したことがあったが、原告もまた甲田社の便を使用したことがあったという。

本件建物には、松夫個人の私物及び甲田社の商品ないし売れ残りの品が置かれていたが、松夫個人又は甲田社は、原告と賃貸借契約を締結することもなく、賃料も支払っていないかった。

平成十六年三月末時点で、原告には甲田社に対する二二三万二五九七円もの未収金が存在していた。

(ウ) 原告と甲田社との関係について
戊野は、原告が中国から輸入する際のインボイスが棚卸在庫や伝票に反映しておらず、原告に送られるはずの商品の中に甲田社へ回されているものがあると疑われること、また、中国で材料を買ったという理由で丙川社から資金提供を受けているのに、それを甲田社の中国の工場に回した疑いがあること、甲田社の商品を原告の船便で送っていたことなどから、平成十六年初め頃、東京商工リサーチ福島支社に原告の実態についての調査を依頼した。

その結果、松夫は、丙川社から原告に拠

出させた資金を、甲田社や甲田社の新しい中国工場を作るために利用していたと判断された。

また、戊野の調査では、原告は福島での経営は順調だったが、山口では経営不振であつた。

(イ) 上記の戊野が実施した東京商工リサーチの調査が端緒となつて松夫が糾弾されることになり、丙川社及び原告の監査役である丁山六平(以下「丁山」という。)により、平成十六年八月三日、松夫と甲田社との関連について、「職業禁止行為の有無」「利益相反取引の有無」について監査役監査が行われた。この点、松夫も「丁山監査役から同業で法律違反になるんだということで詳しく私にお話があり、それで私は甲田社の役員をうちの家内も含めて退きました。それで納得していただきました。」と述べている。尤も、松夫が甲田社の役員を退いたのは平成十六年一月二十四日である。

しかも、丁山監査役が提案した原告の再建計画書では、「株式会社甲田及び不良取引先との関係について」として、「絶縁する方向で、徐々に、慎重かつ計画的に相手の出方を見ながら進める。(平成十八年三月三十一日を目途に)」とまで記載されている。甲田社は同じ松夫が経営している会社であるにもかかわらず、他の不良取引先と同様の扱いを受けて取引終了を予定され、実際に取引は終了したという。なお、甲田社の未収金二二〇〇万円余は、松夫が資

式会社甲野は、この状況が続くと、倒産もかねない有様です。」とも記載されている。よって、これらの原告社内の通達書に照らせば、原告が長らく赤字経営であったことが明らかである。

ウ 小括

(7) 以上、証拠から明らかに読み取れる各事実を考察すれば、原告は、本件火災当時、赤字経営で税金も滞納していたこと、二億円超の負債を抱え、財務安定性も悪く、丙川社からの借入れで資金繰りを行い、非常に厳しい経済状況にあった。原告の経営状況は、丙川社からの援助の点を除き、被告の依頼した矢野公認会計士事務所の報告書が正しいことを、丁山監査役も認めている。

(8) また、松夫は、平成一四年に親会社の丙川社に内密で親会社の甲田社を設立した上、資金及び従業員等を原告から甲田社に流用したと疑われても仕方がない背信的行為を行い、平成一六年初めころ実施された戊野の調査を端緒として、丙川社から責任追及される立場に立ったと考えられる。

(9) この点に関する具体的な監査は、本件火災後間もない平成一六八年八月に実施されているが、戊野の調査が本件火災前の平成一六年初めころであったことに照らせば、本件火災発生当時に、丙川社でこの問題が顕在化し、松夫への責任追及が検討されていたと推測するのが自然である。

(10) なお、戊野については、平成一六

年一月三〇日付をもって原告を解雇される旨の通知書が存在し、結局は同年一〇月三十一日退職届により自主退職した形になっている。戊野を解雇の対価者とした理由については、客観的事実が明らかで、松夫の主張する解雇理由が不当であることについて、戊野が反論しているところである。

(11) しかし、戊野解雇の当否は別として、戊野による調査が正当であったことは、松夫が、丙川社の意向により、結果的に丁山監査役の監査を受けることになり、丙川社の意向で、甲田社との不健全な取引の解消、及び原告から丙川社に対する借入金返済及び「自立」が要求されたことから客観的に裏付けられている。

(12) したがって、本件火災発生前後のころ、多額の負債を抱えていた原告は、赤字経営の穴埋めを丙川社からの資金調達で補っていたところ、松夫の不健全な親業行為の発覚により、丙川社からの資金援助を受けられなくなる危機的状況にあったことが窺える。

(13) そして、原告は、平成一五年一二月には消防署から多額の費用を要する消防設備の設置を要請されていたのに未設置のままであったこと、平成一六年二月には原告の経営が厳しく、福島への配送費問題等から本件建物からの撤退が決まったものである。すなわち、本件火災は、本件建物を倉庫として維持する必要性がなくなった直後の平成一六四年四月に発生したものであり、しかも松夫は、被告の依頼した調査員

丙野に対してはかかる事実を申告していないかった。

(14) したがって、原告が危機に瀕している資金繰りを改善するため、倉庫として維持するの必要なくなった本件建物内の商品全部を、火災保険金に換換することが企図されても不思議ではない状況にあった。原告が、本業で資金繰りを改善すること、すなわち本件建物内の商品在庫を、市場において、かつ全額を売却して利益を得ることは極めて困難であることは（原告が本業で赤字経営を続けている事実からみて）容易に推測できる。

(15) 以上の諸事情は、いずれも保険金取得の動機となりうる重要な間接事実であり、本件火災がモラルリスクであることを合理的に推認させる。

(16) ④ 商品在庫に関する不審な事情について

ア はじめに

原告が本件建物内にあったと主張する商品在庫については、以下述べるとおり、その量及び商品価値について重大な疑問がある。実態を伴わない不適切な損害申告では、原告主張の損害額の立証が尽くされていないといわざるをえないが、かかる損害申告の態度は、保険の目的の価値を過大に装うものであり、本件火災がモラルリスクであることを推認させる間接事実の一つである。

イ 本件建物内の商品の量について

(17) 本件火災発生時に営業部長であった戊野によれば、本件建物内には、原告が主

(18) さらに、本件訴訟前に、丙野調査員が原告の経営、会計に関する資料の提供を求めたところ、これに対応して丙川社（担当：戊野の調査員）から提供を受けた資料（件名：甲野の書類送付の件）と題する書面を送付状として、提供された第三期・第四期の決算報告書、第三期・第四期の棚卸表、販売先一覽表、仕入先一覽表（のうち、第三期の棚卸表については、棚卸しの日付もなく、取引先に見せる値段表の資料である。乙五九の二の形式についても、手書き文字とワープロ印字部分があり、さらに、「平成一五年度三月棚卸」及び「平成一五年度三月仕掛り」という表記の各数字部分（一五、二三）は後から紙を貼り付けたような修正が施された痕跡があり、棚卸表としての真正に重大な疑問が生じる。

(19) 以上のとおり、焼残物の量あるいは焼けた商品の量、さらには欠品が多かった事実や、棚卸表の真実性にも疑問があることを併せて考えれば、原告主張の商品在庫の量について合理的な疑いが生じる。かかる実態を伴わない損害申告は不適切なものであり、本件火災がモラルリスクであることを推認させる間接事実の一つである。

ウ 本件建物内には商品価値の乏しい返品が含まれていたこと

(20) 原告において商品在庫管理を担当していたという甲山の証言によれば、本件火災当時の、本件建物内の保険の目的たる場所に配置された商品及びその各配置場所

の商品内容が「証拠略」によって表示されているという。甲山によれば、本件建物内の商品は、全て販売予定の新品で、取引先からの返品や預かり品もなく、長期間売れ残っていた商品もないとされる。しかし、甲山が行っていたのは、あくまで本件建物内にある現物のチェックであり、帳簿の作成や入庫手続は経理担当の従業員甲本八四（以下「八四」という）が担当していたとされ、甲山は各商品の船積日の有無を把握していない。

(21) 「証拠略」には、船積日のないものが相当数記載されている（例えば、①一八四四段、②箱金三三六五段、③白木六四四段、④四号の二、⑤白木高村六四四段）。甲山は船積日のチェックはしておらず、船積日が記載されていない理由を知らないと言っている。

(22) しかし、船積日が明確でなければ、入荷間もない新品なのか、返品されたものかどうかの区別がつかずはない。特段の事情のない限り、船積日の記載がないものは、返品、中古品、あるいは長期間滞留したままの不具合在庫であると推認するのが自然である。

(23) 甲山の仕事は現物のチェックであり、中国から送られてくる書類を処理する入庫手続は八四の担当であるから、甲山自身が、返品されたものかどうかを確認することはできないはずであり、「返品は一切ない」旨の甲山の証言は合理的な根拠が認められず、信用性に乏しい。

(24) 他方、本件火災発生時に営業部長に

張しているような量の商品は保管されていない、消防署が書いたイラストのような量の在庫は存在しなかったという。その理由は、松夫が経営している甲田社の倉庫に多くの商品が保管されていたからだという。

(25) また、当時は欠品が多く、福島にいた戊野にとって必要な商品が入荷されず、顧客に迷惑を掛けたこともあったという（そのために、福島で倉庫を借りることになった時には、今後は福島に直接商品が入ってくるから楽になるとい、安堵したという）。

(26) よって、原告から提出された在庫表記載通りの量の商品はなかったと推測される。

(27) 商品在庫量が少なかったことは、火災保険の不正請求事案に関する調査経験が豊富で、およそ三〇〇件の現場立会を行い、火災現場の焼残物の状況に詳しい丙野調査員も認めている。

(28) また、焼残物が少ないこと、あるいは焼けた商品が少ないことは、火災保険の不正請求事案に関する調査経験が豊富で、およそ三〇〇件の現場立会を行い、火災現場の焼残物の状況に詳しい丙野調査員も認めている。

(29) したがって、本件火災発生から僅か二週間後、戊原の倉庫で発生した不審火（戊原火災）に、原告は合計一六八〇万八九九一円の保険金を得ている。

(30) 本件火災及び戊原火災は、いずれも深夜未明、人気のない無人の建物から発生している不審火であること、及びいずれも致して商品倉庫に着火しているという看過し難い共通点が認められる。すなわち、かかる犯行態様からすれば、在庫商品の焼残を特に意図したものと見るのが自然であること、いずれの在庫商品も保険の対象であったこと、戊原の事務所や作業場が焼失すれば原告の事業活動自体を停止せざるをえないであろうが、倉庫であればそのような危険性はないことに鑑みれば、いずれの火災も保険金取得の意図をもって招致されたと推認できる。

ウ さらに、原告が中国において経営する戊田社において、平成一三年ころ、火災が発生していることが判明した。火災の態様は、火の気のない場所からの出火であるため、電気火災か、あるいは放火の疑いも認められるが、詳細は判然としない。

(31) 火災の発生は自動車事故のように頻度の高いものではない。すなわち、平成一九年の交通事故発生件数は八三万二四五四

「保険制度の健全性の維持」及び「誠実な保険加入者の利益の保護」を重要な基本的

放火犯であれば、何らかの動機があるはずである。偶々通る人がないような場所であれば、偶々通つた機会に放火する人はまずいないというだけであつて、偶々通つた人ではなく、乙野社と原告又はその関係者本人に対し、何らかの動機を持つ第三者なら、本件建物に立ち寄つてみることは、以前来なことがあり、市道からわずか一・一kmしか離れていないことからしても、いともたやすいことである。原告の取捨役又はその責

イ 放火犯に関する被告の推論の非論理性

被告は、本件火災の原因につき、消防署の調査に従い、焚き火、たばこ、電気系統による出火の可能性を否定し、人為的な原因により発生したもので放火と推定している。

大犯の可能性としては、このような関係ある外部者による恨みの可能性の方がはるか

に現実的である。

なお、原告は、従業員が放火したなどとは主張していない。

ウ 松夫ないしその意を受けた者による

られなかったため、それ以上問題とされて

たものであり、丙川社からの融資は適

追及される立場に立ち、**丙川社**からの資金

上の事実などではなく、かつ評価額も法人税

は山口工場の計算とおりであった。
 (例)については、戊野が会社の方針に従わなため解雇され、戊海はこれに合わせて辞職した。被告は、戊野の供述を根拠に横々主張するが、不良社員として解雇された人物の供述には客観性がなく、信用できない。

エ 被告は、消防施設の経済的負担や福島への配送費用等から、倉庫として維持する必要がなくなった本件建物内の商品全品を火災保険金に換得することが企図されても不思議ではない状況にあったと主張するが、本件建物を倉庫として維持する必要がなくなったからといって、高額の商品を置いてある倉庫に放火する合理的理由はない。倉庫移転の際に商品を送れば済むのであり、わざわざ商品を焼失させて、保険金を詐取する動機は出てこない。原告は、本件建物内の商品を他に移すことを考えたが、全部を福島に移送するとしてもその費用は三五〇万円余程度であり、しかも山口でも在庫が必要であるから、全部を福島に移すことはならない。山口でも消防法上問題のない小さな倉庫を探すはずであったから、商品の半分を送送すると仮定すれば、その費用はせいぜい一八〇万円弱であり、それを節約するために放火という危険な犯罪を行うはずがない。原告の商品は、それなりに回転しているものであって、保険金詐欺、放火という大罪を犯してまでして、緊急に換得する必要性はおそなかつた。

なお、本件建物には、屋内消火栓、自動

火災報知器が設置されていたが、これらは設置されていた人間がいなければ意味がなく、夜間、山中の無人倉庫での火災拡大とこれらの防火設備の未設置とは因果関係がない。

③ 在庫商品に関する不審な事情について
 ア 在庫消費の量
 (ウ) 戊野の供述
 本件火災当時の本件建物内の商品については、原告の在庫表と商品の所在位置等のとおりであり、戊野の供述は虚偽である。なお、この在庫量は、現在の在庫量に比べると多いものであるが、当時は、棺の販売に進出したため在庫が増え、大きな倉庫が必要であったものである。

(ウ) 焼残物の量
 被告から依頼を受けた損害調査会社の丙野は、焼残物が少ないことから在庫量に疑問を呈しているが、原告の商品の場合、段ボールの中がびっちり詰まっているのはなく、その形状からして空間が多いため、火が大きなれば、酸欠が十分に供給され、全て焼失するであろうし、消防当局が疑問を感じていないのに、素人の経験で疑問だといつても始まらない。
 イ 返品商品について
 原告の従業員である甲山の陳述書によれば、戊野の供述は虚偽であり、返品分もトラック一杯などではなく、また乙沢社の返品商品は不良品ではなく、返品された位牌は修理できるものは修理し、それ以外は廃棄していたこと、棺の数も戊野の言うことは

真実ではないこと、したがって、本件火災当時、本件建物内にあった商品は返品に係るものではないことが認められ、同女の証言でも、返品や長期開売れなまま残っていた商品は少ないことが認められる。原告の従業員である八子が買掛元帳と平成一五年年度の売掛台帳を分析した結果の陳述書等からも明らかであるが、原告の場合、商品はスムーズに売れ、売れ残りで困るような古い在庫はなく、返品があつて商品に不良部分があれば廃棄するか職員が直ちに修理し販売できる状態にして保管していたため、本件建物に残っていて焼失した商品の価値が原価を割って下落することはない。また、返品の多い乙沢社からの分は、現実には返品理由がないものなので、そのまま販売していた。

④ 不審な火災歴・保険金取得歴について
 ア 被告は、松夫の周辺で何度も火災が起きることは怪しいと主張するが、逆にそれはなぜか不審であるにすぎない。時価以上の保険金を取った前歴があつて初めて怪しいといえるはずであるが、松夫は、火災で得をしたことはこれまでになく、本件火災でも大損している。
 イ まず、本件建物の傍で平成一六年四月二日に起きた火災は、ゴミ焼却の際の小火であり、消防署でもその旨確認されている。
 ウ 戊田社の工場で平成一四年二月九日夜に火災が起きたが、これは新干原政府の消防署の調査の結果、配線老朽化による

漏電が原因であることが確定している。事務所隣の平屋建ての工場が半焼し、特に屋根の大半が焼けた。構造は、壁が煉瓦で屋根が木造であった。建物は、新干原政府からの借家であったが、直ぐに屋根工事をして復旧してもらった。しかし、設置された機械や日本から輸入した資材及び中国で仕入れていた在庫品の大半が焼けてしまった。火災の起こった時日本にいた松夫は、数日後に中国工場に行き、新干原政府に謝罪し、工場の修復を急いだ。機械は、基本金（現物出資）として申告されていたため、政府（税務局）に相談し、火災の被害を申告した。火災保険にも入っていないから、大損をした。これは、丙川社との合併後であったために丙川社には報告されている。

エ 本件火災と戊原火災がそれぞれ四月二十八日、五月二日と連続しているため、不審がられているが、原告もなぜ続けて放火されるのか、不審でよいが、
 フ 被告は、前述のとおり、松夫は、本件火災及び戊原火災のいずれについてもアリバイがある。
 戊原火災では、株式会社損害保険ジャパンから保険金が支払われているが、これは、本件火災で倉庫が焼失したため、その後に入荷した商品を戊原の倉庫に入れており、それと前から置いてあった機械工具等が戊原火災の際の保険の対象となったものである。
 (3) 本件火災による損害の額等
 (原告の主張)

① 本件火災当時、本件建物内には次の合計四五一〇万六三九円の商品があつた。これは原告が当初提出した在庫表の合計四三八五〇七三九円とは合わないが、後者は単なる集計ミスで誤った数値になっていたにすぎない。なお、在庫表のうち戊田社からの仕入金額は、インボイス（送り状）の金額であつて、通関料、関税、国内運賃、消費税・地方消費税、荷卸代、船会社取扱手数料を含まないものである。
 ア 唐山商品 一二六五万七三三六円
 甲田社より仕入れた商品、御棺、仏衣、骨箱、布面、椅子など。甲田社が中国の唐山といわれる所から仕入れたようなので、唐山商品と総称していた。

イ 消耗品 四三三万九七二六円
 工場で使用する消耗品、電気器具やビス類など製品に使用するもの。
 ウ 位牌 四七六万四八六七円
 戊田社で製造された商品。地域性のある商品なので、多量である。
 エ 祭壇セット 一四五三万四二〇五円
 祭壇は、段や棺前や上物などの各パーツを組み合わせて一つのセットとなる。セットとして使えるものは、セットにならないもの（次の祭壇単品）と分けて保管していた。
 オ 祭壇単品 五八七万七五五〇円
 祭壇のセットにならないパーツごとの在庫。枕杭などもこの分類に加えている。
 カ 成型品 二二万八二五五円
 祭壇の装飾品。白木の祭壇ではなく、塗

り物の祭壇やデコラ貼りの祭壇に使用するもの。金や銀のメッキをしているものもある。
 キ 甲沢社 六四八八〇〇〇円
 以前取引のあった「甲沢社」という会社から引き揚げてきた商品。代金払いのため、商品を返してもらった。
 ク 格納箱 三万四〇〇〇円
 製品を入れるベニヤ製の箱
 ケ 輸出準備品 四万三三〇〇円
 商品の見本として、戊田社に送るために仕入れた商品。
 コ 原告の商品の流れについて
 原告の取引商品は、主に祭壇であるが、各種あるので、大まかなところで説明する。
 ア 祭壇・その他祭壇用品の受注品の場合
 受注後、製品仕様書により戊田社に製造を依頼し、完成後コンテナに載せて輸入する。入荷後、検品をして顧客の都合に合わせて出荷する。
 イ 在庫のための商品（消耗品以外の場合）
 戊田社で製造した商品を入荷後、すでに在庫として置いてあるものを補うために仕入れた商品については、補充後に倉庫に保管しておく。売上を見込んで仕入れた商品は、検品して保管しておく。基本的には受注生産であるが、この場合受注から納品までの期間が一月半から二か月位かかってしまうので、顧客の要望する納期に間に合わないことが多々ある。そのために、祭壇

について常備在庫に数セットを在庫として置いておく必要があつた。
 ウ 位牌、枕杭など消耗品の場合
 月毎に生産計画を立てて戊田社に製造を依頼している。製品入荷後は、倉庫に保管し、注文に合わせて出荷する。生産計画は、倉庫の在庫状況を見て、日本側で調整する。顧客が全国にあるため、位牌などは特に地域性があり、種類を豊富に在庫しておく必要があつた。また、在庫量について常備に動きのある商品のために、ある程度必要であつた。
 エ 御棺の場合
 甲田社から仕入れており、甲田社は御棺を中国から輸入している。大きく分ける

として置いておく必要があつた。
 ウ 位牌、枕杭など消耗品の場合
 月毎に生産計画を立てて戊田社に製造を依頼している。製品入荷後は、倉庫に保管し、注文に合わせて出荷する。生産計画は、倉庫の在庫状況を見て、日本側で調整する。顧客が全国にあるため、位牌などは特に地域性があり、種類を豊富に在庫しておく必要があつた。また、在庫量について常備に動きのある商品のために、ある程度必要であつた。
 エ 御棺の場合
 甲田社から仕入れており、甲田社は御棺を中国から輸入している。大きく分ける

と、桐製の木棺、外装が布張りの布棺、黒塗りのウレタン塗装をした黒塗棺などの種類がある。それぞれの種類によって、中国での製造元が違ふという理由から、黒塗棺は黒塗棺だけというようにコンテナ単位で入荷していた。御棺は、位牌や枕杭と同じように何度でも使い回すものではないので、消耗品として扱っていた。そのため、ある程度の在庫を置いておく必要があつた。
 オ 工場消耗品
 電気器具や製品に取り付ける部品などのこと。戊田社から製品が入荷した場合に、不良部分があれば取り替へたり不足していれば取り付けたるために、在庫を倉庫に置いておく必要があつた。また、顧客から部品だけほしいという注文や修理依頼などもあつた。

③ 臨時費用保険金 請求額五〇〇万円
 約款第八条により、五〇〇万円である。
 ④ 残存物取片づけ費用保険金 請求額二八四万七三八八円
 原告は、本件火災によつて損害を受けた保険の目的の残存物を取片づけるため、次の二八四万七三八八円を要した。
 ア 株式会社カネマサによる廃棄物処理費用二六万一千四四〇円
 イ 原告従業員による取片づけ費用四八万六三八八円
 ⑤ 失火見舞費用保険金 請求額二〇万円
 本件火災により、第三者である甲田社の商品が焼失したから、保険金は二〇万円である。

(被告の反論)
 ① 在庫商品の量及び価値について
 ア 前記(2)の被告の主張④(商品在庫に関する不審な事情)で述べたとおり、その量及び商品価値については重大な疑問があり、原告主張の損害額の立証は尽くされていない。
 イ 損害鑑定専門家である損害保険登録鑑定人見玉慎二の鑑定により、本件契約における保険の目的の損害額は三〇六八万七七一七円であり、臨時費用保険金及び残存物取片づけ費用保険金を合計しても、保険金支払事由が存在する場合の支払保険金額は三〇一〇万一千三百四十七円が相当である。
 一見玉鑑定人は、経験豊富な損害鑑定専門家であり、本件火災後間もない平成一六年四月三〇日に原告の従業員の案内で本件建物を見分し、建物及び商品の損傷状況をつぶ

る。約款第八条により、五〇〇万円である。
 ④ 残存物取片づけ費用保険金 請求額二八四万七三八八円
 原告は、本件火災によつて損害を受けた保険の目的の残存物を取片づけるため、次の二八四万七三八八円を要した。
 ア 株式会社カネマサによる廃棄物処理費用二六万一千四四〇円
 イ 原告従業員による取片づけ費用四八万六三八八円
 ⑤ 失火見舞費用保険金 請求額二〇万円
 本件火災により、第三者である甲田社の商品が焼失したから、保険金は二〇万円である。

(被告の反論)
 ① 在庫商品の量及び価値について
 ア 前記(2)の被告の主張④(商品在庫に関する不審な事情)で述べたとおり、その量及び商品価値については重大な疑問があり、原告主張の損害額の立証は尽くされていない。
 イ 損害鑑定専門家である損害保険登録鑑定人見玉慎二の鑑定により、本件契約における保険の目的の損害額は三〇六八万七七一七円であり、臨時費用保険金及び残存物取片づけ費用保険金を合計しても、保険金支払事由が存在する場合の支払保険金額は三〇一〇万一千三百四十七円が相当である。
 一見玉鑑定人は、経験豊富な損害鑑定専門家であり、本件火災後間もない平成一六年四月三〇日に原告の従業員の案内で本件建物を見分し、建物及び商品の損傷状況をつぶ

さに観察している。その上で、当時、原告から受領した資料を検討したほか、本件訴訟開始後に原告から提出された甲四四ないし四六、六九の二、一、甲七一を検討した上で（焼損が激しく、確認が困難な部分については、原告の申告をそのまま前提として）損害を算定しているもので、その鑑定結果は信用性が高い。

すなわち、甲四四ないし四六については「祭壇卓品」のうち五重塔や机等について、明らかに保険の目的の収容場所以外の場所に置かれたことから除外しているが、それ以外の商品については（焼損が激しく、原告の申告とおりの商品が現実存在したかどうかを確認することが困難なものもあるが、この点は顧客であった原告の利益を重んじて、原告の申告とおりに認定している。

② 残存物取片づけ費用について
 児玉鑑定人の二には保険の目的外の物品の処理費用が含まれているため、これを除外して、一三二四六三〇円を認定している。ただし、甲七一については、具体的な作業内容が不明であり（目的外の物品の処理費用も含まれている蓋然性が高いが、判別できない）、客観的裏付けの存在も認められないことから、算出不能として認定していない。

③ 失火見舞費用保険金について
 失火見舞費用保険金は、第三者の所有物に焼失、毀損又は汚損の損害が生じた場合に支払われるものであり（約款第一条一〇

項、第一〇条、通常は、類焼した近隣住民への見舞金に充当することが想定されている。しかし、本件建物の周辺には、他の建物はなく、第三者の建物が延焼の被害を受けたとの事実は認められない。

また、同保険金については、「動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する構内にあるものに限り、」との限定が付けられている（約款第一条一〇項三号）であり、本件建物

は全て原告が賃借していたものであるから、甲田社の商品は「保険契約者の占有する構内」にあり、第三者の占有する構内にあるもの」とは認められない。

(4) 付帯請求の起算日
 ① 原告は、平成一六年五月、被告に対して、本件火災による保険金の支払いを請求したが、支払いがないため、同年七月、被告下関支社の乙林に督促したところ、丙野調査事務所が調査依頼中とのことであった。同年八月には、警察の調査で盗明けの返事であり、九月には警察の調査が長引いているので月末までとのことであり、一〇月には乙林異動のため後任の丙谷に督促したが、転勤したばかりとのことと、同月一五日には、丙野調査事務所より調査中で時間がほしいとのことであった。しかし進展がなかったため、一二月二日丙谷に督促したが、同年二月には、原告の丁山監督が被告本社お客様相談センターの主任相談員

丁海二男に面会して支払いを依頼したが、平成一七年一月二七日、被告代理人の三好

一介弁護士から開会があり、同年二月四日に回答した。この間、原告の保険金請求が時期を失したとの主張が被告からなされたことはない。

以上の経緯が示すように、原告は、本件火災発生後遅くとも一か月以内には保険金の支払請求をしているので、被告は、それから三〇日以内には支払いをすべきである（約款三二条）ところ、被告がこれに応じないで今日に至っている。したがって、被告は、遅くとも平成一六年六月末日には、本件火災により保険金債務の履行遅滞に陥ったものであるから、遅延損害金の起算日は、同年七月一日である。

② 被告は、平成一七年一月一日付け「御回答書」（甲一四）をもって和解の申出をしているとして、そのときを履行期としているが、失当である。

まず、被告が引用する最高裁判平成九年三月二五日判決は、保険契約者等が調査を妨害したなど特段の事情がある場合を除き、保険会社が必要な調査を終えることができないう場合であっても、火災保険普通保険約款に基づく保険給付義務の履行期は、保険金請求手続が行われた日からその日を含めて三〇日を経過した日に到来するので、その期間の経過後は、保険会社は履行遅滞の責任を負うことになるものである。本件では、「保険契約者等が調査を妨害したなど特段の事情」はないから、調査終了時を履行期とすることはできない。

その上、元々、被告が甲一四で申し出たのは、消防法違反があるから二〇％の支払

いで済ませたいというものである。しかし、被告が消防法違反と考えたのはスプリンクラーの不設置であるところ、本件建物にはスプリンクラー設置義務は課されていない（屋内消火栓と自動火災報知器の設置義務には違反していたが、それは無人の火災には関係がなく、本件火災と消防法違反とは因果関係がない）。したがって、被告の調査は間違っていたのであり、しかも消防法違反の有無などというものは、消防署に聞きに行けば即時にわかることで、火災後一年半もかかる理由はない。被告は、まじめな調査をせずに、その間怠慢に過ごしていたにすぎない。

最高裁判平成二〇年二月二八日判決は、本件とは事案を全く異にする。この判決を本件に適用するなら、消滅時効の起算日は、被告が調査を終えて和解を申し入れてきた平成一七年九月八日とすべきであるが、本件では遅延損害金の起算日が問題となつていのであって、この判決は関係はない。そもそも、原告は保険金の早期支払いを求めていたのであって、この判決の事案のような依頼もなく、保険金給付義務の履行期を延期する旨の合意をしたことはない。

③ よって、原告は、被告に対し、本件契約に基づき、火災保険金四〇〇万円、臨時費用保険金五〇〇万円、残存物取片づけ費用保険金二四四万七千八百八十四円、失火見舞費用保険金二四四万七千八百八十四円、八三三万円及びこれに対する平成一六年七月一日から完済まで商事法定利率年六％の割合による遅延損害金の支払いを求めらる。

④ 結論としては、判決は、「これを要するに、約款二条は、保険契約者等が保険の目的物に損害が発生したことを保険会社に通知し、所定の書類を提出したときは、その日から三〇日の経過により保険金支払についての履行期が到来することを定めたものであって、保険会社は、右期間内に必要な調査を終えることができなかつたとしても、右期間経過後は保険金の支払について遅滞の責めを負うものと解するのが相当である。」と判示した。

(4) すなわち、保険会社が必要な調査を終えることができないう場合であっても、火災保険普通保険約款に基づく保険給付義務の履行期は、保険金請求手続が行われた日からその日を含めて三〇日を経過した日に到来するので、その期間の経過後は、保険会社は履行遅滞の責任を負うことになる。

判例タイムズ二六五号一五二頁
 自家用自動車二台が被保険者の車庫に駐車して、保険会社の代理人弁護士が被保険者に調査協力を求め、調査結果が保険会社に支払の可否について速やかに連絡する旨記載した書面（協力依頼書）を送付したが、その後同弁護士が保険金を支払えない旨の免責通知書を送付した場合において、消滅時効の起算点である保険金請求権の履行期

を要するに、約款二条は、保険契約者等が保険の目的物に損害が発生したことを保険会社に通知し、所定の書類を提出したときは、その日から三〇日の経過により保険金支払についての履行期が到来することを定めたものであって、保険会社は、右期間内に必要な調査を終えることができなかつたとしても、右期間経過後は保険金の支払について遅滞の責めを負うものと解するのが相当である。」と判示した。

(4) すなわち、保険会社が必要な調査を終えることができないう場合であっても、火災保険普通保険約款に基づく保険給付義務の履行期は、保険金請求手続が行われた日からその日を含めて三〇日を経過した日に到来するので、その期間の経過後は、保険会社は履行遅滞の責任を負うことになる。

判例タイムズ二六五号一五二頁
 自家用自動車二台が被保険者の車庫に駐車して、保険会社の代理人弁護士が被保険者に調査協力を求め、調査結果が保険会社に支払の可否について速やかに連絡する旨記載した書面（協力依頼書）を送付したが、その後同弁護士が保険金を支払えない旨の免責通知書を送付した場合において、消滅時効の起算点である保険金請求権の履行期

を要するに、約款二条は、保険契約者等が保険の目的物に損害が発生したことを保険会社に通知し、所定の書類を提出したときは、その日から三〇日の経過により保険金支払についての履行期が到来することを定めたものであって、保険会社は、右期間内に必要な調査を終えることができなかつたとしても、右期間経過後は保険金の支払について遅滞の責めを負うものと解するのが相当である。」と判示した。

(4) すなわち、保険会社が必要な調査を終えることができないう場合であっても、火災保険普通保険約款に基づく保険給付義務の履行期は、保険金請求手続が行われた日からその日を含めて三〇日を経過した日に到来するので、その期間の経過後は、保険会社は履行遅滞の責任を負うことになる。

判例タイムズ二六五号一五二頁
 自家用自動車二台が被保険者の車庫に駐車して、保険会社の代理人弁護士が被保険者に調査協力を求め、調査結果が保険会社に支払の可否について速やかに連絡する旨記載した書面（協力依頼書）を送付したが、その後同弁護士が保険金を支払えない旨の免責通知書を送付した場合において、消滅時効の起算点である保険金請求権の履行期

を要するに、約款二条は、保険契約者等が保険の目的物に損害が発生したことを保険会社に通知し、所定の書類を提出したときは、その日から三〇日の経過により保険金支払についての履行期が到来することを定めたものであって、保険会社は、右期間内に必要な調査を終えることができなかつたとしても、右期間経過後は保険金の支払について遅滞の責めを負うものと解するのが相当である。」と判示した。

(4) すなわち、保険会社が必要な調査を終えることができないう場合であっても、火災保険普通保険約款に基づく保険給付義務の履行期は、保険金請求手続が行われた日からその日を含めて三〇日を経過した日に到来するので、その期間の経過後は、保険会社は履行遅滞の責任を負うことになる。

判例タイムズ二六五号一五二頁
 自家用自動車二台が被保険者の車庫に駐車して、保険会社の代理人弁護士が被保険者に調査協力を求め、調査結果が保険会社に支払の可否について速やかに連絡する旨記載した書面（協力依頼書）を送付したが、その後同弁護士が保険金を支払えない旨の免責通知書を送付した場合において、消滅時効の起算点である保険金請求権の履行期

を要するに、約款二条は、保険契約者等が保険の目的物に損害が発生したことを保険会社に通知し、所定の書類を提出したときは、その日から三〇日の経過により保険金支払についての履行期が到来することを定めたものであって、保険会社は、右期間内に必要な調査を終えることができなかつたとしても、右期間経過後は保険金の支払について遅滞の責めを負うものと解するのが相当である。」と判示した。

(被告の反論)

① 保険給付義務の履行期に関する最高裁判決の概要
 保険給付義務の履行期については、以下の最高裁判決がある。

ア 最高裁判平成九年三月二五日判決・民集五一巻三三〇一五五頁
 保険給付義務の履行遅滞の時期について、火災保険普通保険約款（第二条）当

会社は、保険契約者または被保険者が第七条（損害または被害発生の場合の手続）の規定による手続をした日から三〇日以内に、保険金を支払います。ただし、当会社がこの期間内に必要な調査を終えることができないうときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。」の解釈が問題となった事例。

ウ この判決は、「損害保険契約は、保険契約者において保険料の支払義務を負う反面、保険会社は、保険事故の発生により被保険者が損害を被った場合に、当然に右損害をてん補する義務を負う双務契約である（商法六二九条参照）。そして、保険契約者の側における義務は保険料の支払によりすでに履行されているものであり、また、損害の発生後すでにてん補がされないまま日時が経過するときは、被保険者の損害の範囲が事後的に拡大することも想定されるから、それらの事情にかんがみれば、保険会社側の損害てん補の義務は、損害発生後、遅滞なく履行されることが期待されているものといわなければならない。」と判示した。

(4) さらに、判決は、「もともと、保険金の支払に当たっては、これに先だって、保険会社において損害の範囲の確定、損害額の評価、免責事由の有無等について調査を行う必要のあることは、当然予想されることである。したがって、このような保険制度に内在する手続上の必要を考慮すれば、保険契約者等から保険金支払の請求がされた後も、調査のために必要な一定期間内は保険会社が保険金支払の請求がされた後も、調査のために必要な一定期間内は保険会社が保険金支払について遅滞の責めを負わないとするのはそれなりの合理性があり、その旨を約款で定めたとしても、その期間が調査のために通常必要とされる合理的な範囲内であった、これにより被保険者が損害発生後遅滞なく損害のてん補を受ける利益が実質的に害されない限り、その規定は有効なものといわなければならない。約款二条本文は、同一七条の規定による手続をした日から三〇日の期間を猶予期間として定めているが、右の事情に照らせば、この条項は正にこの趣旨を定めたものとみるべきであり、そのことからすれば、約款二条本文は、右猶予期間の経過により保険金支払の履行期が到来することを定めた保険金支払時期についての約定と解することができる。」と判示した。

(4) しかし、判決は、「他方、約款二条ただし書は、保険会社が右猶予期間内に必要な調査を終えることができないうときは、これを終えた後、遅滞なく保険金を支払う旨を定めている。しかし、右ただし書

い済ませたいというものである。しかし、被告が消防法違反と考えたのはスプリンクラーの不設置であるところ、本件建物にはスプリンクラー設置義務は課されていない（屋内消火栓と自動火災報知器の設置義務には違反していたが、それは無人の火災には関係がなく、本件火災と消防法違反とは因果関係がない）。したがって、被告の調査は間違っていたのであり、しかも消防法違反の有無などというものは、消防署に聞きに行けば即時にわかることで、火災後一年半もかかる理由はない。被告は、まじめな調査をせずに、その間怠慢に過ごしていたにすぎない。

最高裁判平成二〇年二月二八日判決は、本件とは事案を全く異にする。この判決を本件に適用するなら、消滅時効の起算日は、被告が調査を終えて和解を申し入れてきた平成一七年九月八日とすべきであるが、本件では遅延損害金の起算日が問題となつていのであって、この判決は関係はない。そもそも、原告は保険金の早期支払いを求めていたのであって、この判決の事案のような依頼もなく、保険金給付義務の履行期を延期する旨の合意をしたことはない。

③ よって、原告は、被告に対し、本件契約に基づき、火災保険金四〇〇万円、臨時費用保険金五〇〇万円、残存物取片づけ費用保険金二四四万七千八百八十四円、失火見舞費用保険金二四四万七千八百八十四円、八三三万円及びこれに対する平成一六年七月一日から完済まで商事法定利率年六％の割合による遅延損害金の支払いを求めらる。

④ 結論としては、判決は、「これを要するに、約款二条は、保険契約者等が保険の目的物に損害が発生したことを保険会社に通知し、所定の書類を提出したときは、その日から三〇日の経過により保険金支払についての履行期が到来することを定めたものであって、保険会社は、右期間内に必要な調査を終えることができなかつたとしても、右期間経過後は保険金の支払について遅滞の責めを負うものと解するのが相当である。」と判示した。

(4) すなわち、保険会社が必要な調査を終えることができないう場合であっても、火災保険普通保険約款に基づく保険給付義務の履行期は、保険金請求手続が行われた日からその日を含めて三〇日を経過した日に到来するので、その期間の経過後は、保険会社は履行遅滞の責任を負うことになる。

判例タイムズ二六五号一五二頁
 自家用自動車二台が被保険者の車庫に駐車して、保険会社の代理人弁護士が被保険者に調査協力を求め、調査結果が保険会社に支払の可否について速やかに連絡する旨記載した書面（協力依頼書）を送付したが、その後同弁護士が保険金を支払えない旨の免責通知書を送付した場合において、消滅時効の起算点である保険金請求権の履行期

を要するに、約款二条は、保険契約者等が保険の目的物に損害が発生したことを保険会社に通知し、所定の書類を提出したときは、その日から三〇日の経過により保険金支払についての履行期が到来することを定めたものであって、保険会社は、右期間内に必要な調査を終えることができなかつたとしても、右期間経過後は保険金の支払について遅滞の責めを負うものと解するのが相当である。」と判示した。

(4) すなわち、保険会社が必要な調査を終えることができないう場合であっても、火災保険普通保険約款に基づく保険給付義務の履行期は、保険金請求手続が行われた日からその日を含めて三〇日を経過した日に到来するので、その期間の経過後は、保険会社は履行遅滞の責任を負うことになる。

が問題となった事実。

(7) この判決は、「保険金支払事項による履行期は、同条項のただし書にかかわらず、保険金請求手続が行われた日からその日を含めて三〇日を経過した日に到来すると解すべきである（最高裁判平成五年(第)一八五八号同九年三月二五日第三小法廷判決・民集五一卷三三三頁一五六頁参照。）」「しかし、前記事実関係によれば、本件保険金請求権については、保険金支払事項に基づく履行期が到来した後である平成十四年一月五日付で、被告上告人の代理人である弁護士から原告人に対し、本件保険金請求についてはなお調査中であり、その調査に原告人の協力を求める旨記載した本件協力依頼書が送付され、その後一か月余り経過した同年二月一日付で、同弁護士から原告人に対し、原告人の調査への協力は感謝するが、調査の結果、本件保険金請求には応じられないとの結論に達した旨記載した本件免責通知書が送付されたというのであるから、本件協力依頼書の送付から本件免責通知書の送付までの間は、被告上告人が保険金を支払うことは考えられないし、原告人も、調査に協力してその結果を得たというものと解されるので、訴訟を提起するなどは本件保険金請求権を行使することは考えられない。」「そうすると、被告上告人の代理人による本件協力依頼書の送付行為は、原告人に対し、調査への協力を求めるとともに、調査結果が出るまでは保険金の支払ができないことについて了承を求めるもの、すなわち、保険金支払事項

に基づき履行期を調査結果が出るまで延期することを求めるものであり、原告人は、調査に協力することにより、これに応じたものと解するのが相当である。」と判示した。

(4) そこで、判決は、「したがって、本件保険金請求権の履行期は、合意によって、本件免責通知書が原告人に到達した同年二月二日または延期されたものというべきである。そして、本件保険契約に適用される前記普通保険約款によれば、本件消滅時効の起算点は、保険金支払事項に基づく履行期の翌日とされているものと解されるところ、その履行期が同年二月二日まで延期されたのであるから、本件消滅時効の起算点は翌二日となる。原告人の上記主張は、このような履行期延期の主張を含むものと解される。」と判示した。

(5) そして、結論として、判決は、「本件消滅時効は、本件訴訟が提起された平成十六年一月二六日には、いまだ完成していなかったものというべきである。」と判示して、消滅時効の起算点を、保険金請求手続が行われた日から三〇日を経過した日とし、本件保険金請求権は本件訴訟の提起時には時効消滅していたとする原告の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかなる法廷の違反があるとし、原判決破棄・差戻とした。

(6) このように、保険契約当事者間で別段の合意が成立したと解される場合には、保険約款の規定にかかわらず、保険給付義務の履行期が延期される。

② 本件の保険給付義務の履行期について

ア 約款の規定について

約款第三十一条は、以下のとおりである。「当会社は、保険契約者または被保険者が第二十六条（損害または傷害発生の場合の手続）の規定による手続をした日から三〇日以内に、保険金を支払います。ただし、当会社が、この期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。」

イ 本件火災発生後の経過について
被告は、本件火災発生後間もない時期から本件火災に関する調査を開始し、原告の調査協力を得て、原告は関係者の事情聴取等の調査を行っていた（例えば、乙二・平成一七年九月八日付け「特別調査報告書」参照）。そして、各種調査の結果、被告代理人から原告代理人に対する平成一七年一月一日付け「御回答書」をもって、本件については「放火であることはほぼ疑いないところであるが、技術士の意見に従い、株式会社甲野が主張する損害額の二〇パーセント相当額を支払って解決したい」との通知を行っていた。

ウ 被告への当てはめ
上記各最高裁判で問題となった保険給付義務の履行期に関する約款の規定は、本件保険契約の上記約款と同様の規定であるから、本件保険契約に関しても上記各最高裁判の規範に従うべきことは論を待たない。そして、平成九年最高裁判決によれば、保険給付義務の履行期は、保険金請求

手続が行われた日からその日を含めて三〇日を経過した日に到来するので、その期間の経過後は、保険会社は履行遅滞の責任を負うことが原則となる。しかし、平成二〇

年最高裁判決は、保険会社側の申出に従い、被保険者が調査に協力し、その結果を得たという間には被保険者が訴訟を提起するなどして保険金請求権を行使することが考えられないことから、保険会社・被保険者の間には、調査結果が出るまで保険給付義務の履行期を延期する旨の合意が成立し、同意により、保険会社側の免責通知が到達した日まで履行期が延期されたと判断している。すると、本件に於いても、調査協力依頼を行った被告の申出に応じて原告が調査に協力しており、その間、原告が保険金請求権を行使することは考えられない状況であったことから、原告の間に、調査結果が出るまで保険給付義務の履行期を延期する旨の合意が成立したと解される。そして、被告の発送した平成一七年一月一日付け「御回答書」が原告に到達したのは、早くとも同年二月二日と解されるから（この点、もしこれと異なる日に到達したのであれば、原告からその旨釈明されるよう求める）、本件保険契約に基づく被告の保険給付義務の履行期は、同年二月二日である。

③ よって、遅延損害金は、本件保険契約に基づく保険給付義務の履行期（平成一七年一月二二日）を経過した翌日である、平成一七年一月二三日から発生すると解するのが相当である。

第三 当裁判所の判断

一 まず、当事者間に争いのない事実に加え、△証拠△によれば、以下の事実が認められ、この認定を覆すに足る証拠はない。

(1) 原告経営の経緯等

① 原告は、社員職人の子であった一夫（昭和九年頃生）が昭和四四年四月に設立した有限会社甲野二介製作所が前身である。同有限会社は、山口県豊浦郡豊田町大字成原で養育用具製作販売のみを行い、仏壇製作は、一夫の父（平成九年ころ他界）が「甲野仏具店」の屋号で細々と行っていた。

② 松夫（昭和一七年一月生）は、中学卒業後、職業訓練学校に二年位通った後、看板職人となった。

松夫は、看板の製作、塗装並びに装飾、テントの製造、卸並びに小売業等を目的とし、熊本県宇土市内で有限会社成本（昭和六一年一月設立）を興業経営していたが、平成二年二月、前妻との間の長男である一男を同社の代表取締役後継に就任させた。また、昭和六〇年六月、松夫は、熊本市内を本店所在地として、広告看板の企画制作、テントの取付工事一式等を目的とする有限会社甲原を設立した。

③ 松夫は、熊本を中心に事業を行っていたが、警察関連事業への進出を考え、平成九年春ころ、自分の会社と取引があり、全国的な知名度もあった原告の買収を、一夫に申し出た。一夫は、原告の将来性を悲観し、原告の経営を自分の子供に継がせ

るのは酷だと考えていたため、松夫の申し出を承諾した。

平成九年九月一七日、一夫とその妻甲野三三、子の竹夫（長男）、同甲野四男は、出資持分を松夫に譲渡することにより原告の経営権を譲り渡した。また、原告が豊浦信用金庫に負っていた借入金債務が同日現在五八七万六〇〇〇円あり、一夫夫妻が連帯保証人となっていたため、同二人の将来の求償債権を担保するため、松夫が求償債務を連帯保証することを約束するとともに、有限会社成本所有の土地三筆、建物三棟に一夫夫妻を債権者とする抵当権を設定した。同年一〇月一七日その登記手続をした。なお、この借入金債務は平成一三年一二月に完済され、一夫夫妻が代位弁済することはなかったが、前記抵当権設定登記は抹消されないまま残っていた。

松夫は、前記の経営権取得によって、原告の代表取締役社長に就任したが、平成一一年に原告に就職していた竹夫（昭和三八年二月生）は、現場の責任者として引き続き原告で稼働していた。

④ 原告は、労働力の安い中国に工場を確保することを計画し、平成一〇年六月、中華人民共和国江西省新平県に資本金四〇万ドルを全額出資して成田社を設立した。成田社の工場は、内陸にあり、福岡空港から上海経由で南昌の空港に下り、そこからバスで約三時間かかる。成田社には、原告から技術者が派遣され、丁原一男が常駐していた。

原告は、平成二二年一月、有限会社から株式会社組織変更して現商号となった。この当時、原告の役員は、社長の松夫、取締役工場長の甲林五男（昭和二五年一月生、以下「甲林」という）、取締役技術部長の乙谷六男（昭和三七年九月生。以下「乙谷」という）、監査役の丁原一江（松夫の妻であったが、甲林は、本件火災当時、甲田社に移っていた）。

原告の会計年度は、当年四月一日から翌年三月末日までであるところ、第三二期（平成二二年四月一日〜平成二三年三月末日）から第三八期（平成一八年四月一日〜平成一九年三月末日）までの決算報告書によれば、別紙「原告の損益推移表」記載のとおりであり、平成二二年度（第三二期）は、売上高一億六三三万七千円（万円未満は省略）、以下、決算報告書の金額につき同様、期末棚卸高一八〇万円、営業損失一四四万円、経常利益一三三七万円、当期利益九七六万円となっている。

(2) 丙川社の経営参加とそれ以降
① 丙川社は、冷暖房、空調、衛生、水道施設等の機材及び資材の販売、各種タイル販売並びに工事等を目的とする昭和三一年一月設立の株式会社であり、本店を福島市鎌田に置いている。代表取締役は、会長丙川七平と社長乙谷の乙山であったが、弊寮関連事業が将来の有望業績と考え、平成二二年秋ころ、国際貿易事業部を発足し、警備用具、警備用品の輸入販売業で全国展開に乗り出した。そして、成田社で警備用具等を製造させている原告を主たる仕入先としたが、業績が伸び悩んでいた。

他方、丙川社は、仕入先である原告が資金繰りで苦しんでいるとの情報入手し、原告がこの業界で販路を、製造面全てにおいて自社より優れたルート、ノウハウを有しており、自社が資金面を全面的に支援し、経営改善に取り組み、再生も期待できること、原告と自社国際貿易事業部が一体化すれば競争力が向上すること、自社にも中国に「上海丙川」があるが、原告も中国に製造工場を有しており、国際性もあること、何よりもこの業種に捨て難い魅力があること等を理由として、原告に資本参加することに決めた。平成一三年二月八日の取締役会において、原告の第三者割増資に際し、四〇〇株二〇〇万円を引き受けることを決定した。

松夫は、原告の株式六〇〇株を有し、丙川社と松夫の出資割合は四対六となったが、丙川社の乙山社長が原告の代表取締役社長を兼ね、松夫は代表取締役副社長に降格となった。丙川社の取締役（会長丙川七平、営業部長兼国際貿易事業部長丙川一介）や監査役丁山が原告の取締役や監査役に派遣された。また、原告の本社は、山口県豊浦郡豊田町から丙川社の本社である福島市鎌田に移転し、原告の資金主たる経理指導を丙川社本社の総務部（部長丙海七男。その後任が丙川八男）が担当し、原告の取締役会は丙川社本社で開催することになり、松夫は豊田町の山口支社において営業製造面の責任者として活動するにすぎなくなるなど、原告は、丙川社の実質子会社となった。なお、丙川社の国際貿易事業

る。その状況は、別紙図面三記載のとおりであり、周囲は山林に囲まれて、付近に関連施設以外の他の建物は存しない。進入路は、図面三、四記載のとおり、現場東側に南北に走る町道阿座上支線から西側に別れた丁傾斜の取付道路約二七〇mが別れたのみであり、取付道路に外灯はない。周囲は、消防水利としては、取付道路入口から北の

側約二四〇mの位置に一〇〇mm消火栓（戊辰宅南側八区二四号）が、同入口から南側約四五〇mの位置に二〇〇mm消火栓（戊辰公会堂前八区二二号）が各一基設置されているのみで、消防活動が困難な地域である。

本件建物、準耐火造、鋼製折板葺、外壁ALC板、平家建てで、約四万四四五八㎡の敷地に南北に長く（南北約二六六m、東西約二八八m）建築されているのみで、窓は壁部の天井部に設置されているのみである。内庫は、第一倉庫六六六・九㎡、第二倉庫八八九・二㎡、第三倉庫三三二・七㎡の三区画とこれに付属する事務所等に分離される。

② 四月二日の小火災

平成一六年四月二日（水）午前一時二七分ころ、本件建物の北側のゴミ焼却場所のさらに北側の空き地で小火災が発生し、同日午前二時四九分ころ鎮火した。これは、原告の職人である竹夫（当時四一歳）が段ボール箱や包装紙等をこのゴミ焼却場所で焼却中にその場を離れたところ、火の粉が空き地の枯れ草に着火して燃え広がったものであった。同じく職人の甲海十男（当時五七歳）が発見したが、消火器では対応できず、一九番通報がされた。なお、原告は、翌四月三日、戊辰の倉庫等について、西川社が保険代理店を営む株式会社損害保険ジャパンと火災保険契約（建物八〇〇万円、商品五〇〇万円）を締結した。その契約手続は、福島本社で戊辰営業部長が担当した。

③ 本件火災の前日

平成一六年四月二七日（火）、松夫（当時六二歳）は、午前一時ころ、見回りに来た乙野社職員の本（当時七七歳）に前記小火災を謝罪した。松夫は、午後二時一五分ころ戊辰の事務所を出発し、山口県吉敷郡阿知須町（平成一七年に山口市と合併）にある株式会社西川林の工場を訪れ、同社代表者である内林九平夫氏とその知人の丁谷十平らと近くのイタリアレスタラで食事をし、山陽新幹線新山口駅前のホテルアルファワン小郡にチェックインした後、西林、丁谷の三名で近くのクラブ「始皇帝」で深夜まで飲酒し、翌二八日午前一時三〇分ころ前記ホテルに戻り、就寝した。

原告の作業責任者である竹夫は、この四月二七日の午前八時から午後五時三〇分ころまで、本件建物の第一倉庫（原告においては「現場作業場」と呼ばれていた）において、乙川冬夫（当時四三歳）、丁田（当時二五歳）、丁沢五子（当時五四歳、パート従業員）の三名とともに一般用祭壇二組と葬儀用椅子一六〇脚の検品作業を行い、午後五時五〇分ころ、第一倉庫北側（同図面の⑩）と東側（同⑪）の出入口の施錠をして帰宅した。第一倉庫北側は、トラックからの商品搬入場所であり、その北側のバックヤードには上屋があり、この北側の出入口には電動用シャッターが設置されていたものの、故障のためシャッターは上げられなかったまま、シャッターの内側に木製の両開き吊り戸（上部レールから木製の扉板

を二枚吊り下げ、扉の中央で左右の扉板を上げ下げ錠（丸ラッチ錠）で留めるもの）を設けていた。しかし、この扉板の上げ下げ錠は、地面に開けた穴に釘で差し込んで留める簡単なもので、扉板の一方を外側から手で押すと、人間一人が侵入できるだけの隙間が生じていた。第一倉庫東側の出入口（同図面の⑨）は、両開き戸であり、施錠方法は、締めた両開き戸を外から鉄鎖を掛け、南京錠で施錠するものであった。

原告の事務責任者であった甲山（当時四七歳）は、同四月二七日午後六時三〇分ころ、本件建物内の事務所の施錠をして、取付道路入口のチェーンを掛け、退社した。本件建物のうち第三倉庫の半分（別紙図面五の「前甲田が使用」と記載した部分）は、甲田社が松夫の許可を受けて使用しており、出入口は、甲田社の従業員が原告とは別個に管理していた。第二倉庫と第三倉庫の仕切り壁には出入口が三か所あったが、いずれも鍵が付いておらず、出入り自由の状態であった。また、第三倉庫南東端の出入口には数合わせ錠が設置され、第三倉庫の他の出入口扉はノブを内側から紐で縛り、開かないようにしていたが、外から強く引けば簡単に開くようなものであった。この四月二七日は、午後五時ころ、甲田社の甲林（当時五四歳）が前記数合わせ錠を施錠し、退社した。

④ 火災の発生

下関市内の不動産会社（株式会社乙本）に勤める丙沢一彦（当時二四歳）は、友人の丁林二彦（当時二四歳）と下関で飲酒

し、友人の戊谷三彦が運転する自動車で県道三十四号（下関長門線）を菊川町方面から西市方面（南から北）に向かい帰宅中の平成一六年四月二八日（水）午前二時三十分ころ、本件建物の南東方約五〇〇mに位置する豊田町八番地略〇松田石油販売株式会社西市バイパス給油所前付近で、助手席の丁林が本件建物付近の山上が赤くなっているのを発見した。丙沢は、山火事を疑って確認のため現地に向かうことにしたが、途中で道を間違えて道回りをし、本件建物への取付道路入口まで至った。しかし、取付道路入口にチェーンが掛かっていたため、それ以上進行できず、そこから仰ぎ見ると、本件建物から炎が出ているのが見えたことから、午前二時二八分ころ、丙沢が一九番通報をした。なお、この当時の気象は、気温一〇・九℃、湿度七五％、強風波浪注意発表令中であった。

⑤ 消防活動等

豊浦東消防署消防司令補竹中由典は、小隊長として隊員二名とともに豊田三号車で直ちに出勤し、午前二時三十分ころ、取付道路入口に到着した。竹中消防司令補は、同所にいた丙沢らとすの付近に待機させ、入口のチェーンを取り外し、豊田三号車を戊辰宅南側の消火栓に部署させた。武内消防司令補は、午前二時四十分ころ、本件建物の敷地内に至ったが、本件建物のうち第一倉庫が火災に包まれ、東側外壁上方の開口部から火災が確認された。第一倉庫北側のバックヤードに至ると、入口戸は焼損

し、倉庫内一帯が火面の様相を呈し、特に北西角上方は外壁が脱落し、火災が盛んに噴出していった。

午前二時五十分ころ、消防隊員一名と消防員が現場に駆け付け、午前二時五十分ころ、菊川三号分隊が先ポンプとして本件建物東側敷地内に到着した。このころ、出火は最盛期の様相を呈し、第一倉庫は焼損し、第二倉庫へと延焼が拡大していった。その後消火活動の結果、午前二時二〇分ころ火勢が制圧され、午前六時一分ころ、鎮火した。なお、菊川分隊は、施錠のされていた本件建物西側出入口四か所を排煙のため開放した。

⑥ 原告の従業員等の行動等

午前二時三十分ころ、甲山（豊浦郡豊北町大字阿川に居住）、従業員の本田（豊浦郡菊川町大字飯坂に居住）から本件火災のことを知らされたため、同二人は現場に直行するよう依頼したが、新聞配達途中だからと断られた。甲山は、松夫の携帯電話に電話をかけたが、着信できず、乙谷にも電話で連絡を取ったが、通じなかった。甲山は、午前四時過ぎころ、従業員の甲海十男（美祿市豊田町に居住）に火事

を知らせた後、従業員の乙川冬夫（豊田町大字殿居）に立ち寄り、午前四時三〇分ころ、火災現場に到着した。そこには甲田社の従業員である甲林（豊北町大字田井に居住）と原告の従業員である甲東四彦（当時三〇歳）、菊川町大字吉賀に居住、八子の三名がおり、その後、原告の従業員である乙西五彦（当時三六歳、豊浦郡豊浦町川橋に居住）と丁沢五子（豊田町宇内に居住）も駆け付けて来た。甲林は、午前四時四〇分ころ、オフライン通信放送（地域情報の放送サービス）で本件火災を知った戊辰の丙南酒店から電話を受け、午前四時過ぎに現場に駆け付けたものであった。また、乙野社の嘱託社員である本は、午前四時一〇分ころ、火災現場付近に住む北村から電話で知らされ、午前四時三十分ころ現場に来た。

松夫は、ホテルアルファワン小郡の客室にいたところ、午前六時過ぎころ、フロントから電話で福島本社に電話するよう伝言を受け、午前七時ころ、その夜切っていた自分の携帯電話の電源を入れたと直ぐに、福島にいる戊辰営業部長からの電話が着信し、本件火災を知らされたが、当初四月二日の小火災のことだと誤解した。しかし、本件建物の火災だと理解した松夫は、直ちに車で本件建物に向かい、午前八時三十分ころ、現場に到着した。

⑦ 被害申告

原告は、平成一六年五月一日付けで、豊浦東消防署長に対し、本件火災による損害を提出した。これによると、商品の損

害額は四三八五〇七三九円であり、その内訳は次のとおりである。なお、消防署員による実況見分の際、甲山が被災した在庫商品の状況を建物の外から説明した。

- (ア) 唐山商品 一七四万七千八百三十六円
- (イ) 消耗品 四三三万九千七百六十六円
- (ロ) 位牌 四七六万四千七百六十六円
- (ハ) セット 一四三万四千四百五十五円
- (ニ) 単品 五八七万五千五百〇五円
- (ホ) 成型 一九〇万七千七百五十五円
- (ヘ) 甲沢社 六十一万三千〇〇〇円
- (ヘ) 格納箱 三万四千〇〇〇円
- (ヘ) 輸出準備品 四万三千五百〇〇円

甲田社も、同日付けで、本件火災による商品の損害額が一四四万九千三百六十六円である旨の損害届を提出したが、この商品には保険が掛けられていなかった（なお、この損害額のうち七八三万八千五百六十六円のみが甲田社の損益計算書で損害として計上されている。残りの六七三万〇八〇〇円については、松夫によれば、松夫が熊本警察センター（戊辰六号）より買い取り、甲田社の商品と同じ場所に置いていた個人所有商品を甲田社の事務員乙田四子と誤って甲田社の損害として届けたものという。甲田社の商品は、本件火災によって燃えたものではなかったが、一部が焦げたり、水に濡れて染みになって汚損していた。

(6) 戊辰火災

① 戊辰火災の現場は、豊浦東消防署から北西約六二二m離れた木造家屋が建ち並ぶ戊辰集落の北側で、国道四三五号線沿いの場所であり、その状況は、別紙図面七に

記載のとおりである。現場の敷地は七九八・二六㎡の長方形で、西側の国道沿いに戊辰の倉庫があった。その東側七mの位置に準耐火造三階建て作業場（延べ面積約四八七・八八㎡、その北側三・七mの位置に木造平家建事務所（延べ面積約四九・一四㎡）があり、これら三棟が差し掛け及びテント張りの屋根で接続されていた。現場付近は、平坦な地形で、西側は、国道四三五号線を挟んで田畑が広がり、北側は民家に接しており、東側は、民家を隔てて町道宮の内線が南北に走り、南側は田畑に接している。周囲の消防水利として、半径一五〇mの範囲内に消防栓三基と池一か所があり、水利事情は比較的良好な地域である。

② 火災前日

平成一六年五月一日（火）、原告の職人乙川冬夫は、午前八時ころから午前二時ころまで、戊辰の倉庫で製品の検品と組立てを行い、午前二時過ぎから午後五時三十分ころまで三階建て作業場で稼働し、午後六時ころ退社した。戊辰の倉庫には本件火災（戊辰の火災）までは商品が置かれていなかったものの、本件火災翌日に中国から入荷されたきたコンテナの商品が戊辰の倉庫に搬入されていた。戊辰の倉庫は、一階が倉庫と作業場、二階が倉庫となっていた。

竹夫は、朝から午後二時ころまで三階建て作業場で稼働し、午後二時過ぎころ甲山と二人で戊辰の倉庫を訪れ、焼け残りの使用可能な製品を積み込み、午後四時五〇分こ

る戊原に戻り、午後六時過ぎころ、戊原の倉庫と三階建作業場に施設して退社した。戊原の倉庫と作業場の間には、二トントラック二台分の商品が置かれ、ブルーシートが掛けられていた。竹夫が退社するとき、事務所には甲山、八子（当時二十六歳）、甲西七彦（当時四十三歳、営業）、乙西五彦（営業）が残っていた。

午後六時三十分ころ、甲山は、乙西五彦とともに退社し、そのとき、他の従業員は誰も残っていなかった。退社する際、甲山は、いつもどおり、事務所の出入口の鍵を内側から掛け、事務所トイレに入ってそのドアの鍵を掛け、トイレから外に出て、そのドアの外から施設した。そして、その鍵を甲山から受け取った乙西が従業員全員の知っている隠し場所（事務所西側のプロック開きのゴミ置き場の棚上の網の中）に置き、帰宅した。

乙谷と松夫は、出張中であり、同日夜、いずれも姫路駅前のビジネスホテル「東横イン」に宿泊した。

③ 火災の発生

平成一六年五月二日（木）午前三時五十分ころ、戊原の倉庫の東側壁に掛け下に置かれ、ビニールシートで覆われていた焚取納箱北側付近（別紙図面七の「出火箇所」）から出火し、戊原火災が発生した。この出火箇所は、本来、全く火の気のない場所であった。

乙南六子（当時五十八歳）が朝日新聞の配達のため軽四輪自動車（国道四三三号線）を南から北に向かって走行中の午前四時こ

ろ、戊原の倉庫と三階建作業場の間で二m位の高さでゴミが何かが燃えているように見えたが、仕事であったため、そのまま通過した。豊田町西本で毎日新聞販売店を経営している丙北八彦（当時三十一歳）は、新聞配達員と持ち合わせのため、午前四時一十分ころ戊原の倉庫の南方約一〇〇mの位置にある豊田中郵便局前の広場に到着したが、そのとき戊原の倉庫の方で焚き火をしているような火が見えた。通行人と思われる人物が国道側から同広場に来て「火事だ。」と言ったため、丙北八彦は、それが焚き火ではなく火事だとわかり、午前四時三十分ころ、携帯電話で一九番通報した。丙北八彦は、火災現場に駆け付けたところ、戊原の倉庫の東側南寄りに置かれたブルーシートが燃えていただけのように見えたが、数分もしないうちに戊原の倉庫の南側窓ガラスが割れて炎が噴き出した。

戊原の倉庫の南側約七〇mに居住する豊浦東消防署消防士長下口淳夫は、自宅二階で就寝中の午前四時三十分ころ、妻から「外でパチパチと音がする。」、「火が見える。」と起こされ、二階西側の窓から外を覗くと、戊原の倉庫から炎が出ているのが見えた。下口は、急いで着替えて、午前四時三十分ころ携帯電話で豊浦東消防署に電話すると、今消防車が出勤したところだと教えられた。下口は、火災現場に急行したところ、戊原の倉庫の一階西側の窓（南寄り三か所）と一階南側の窓、東面南寄りの窓一か所から炎が噴出し、倉庫東側の外に積まれた格納箱からも炎が上がっていた。

この当時の気象は、天気快晴、風向東、風速二・四m/s、気温一七・六℃、湿度八九％であった。

④ 消火活動

豊浦東消防署消防司令補竹中由典は、小隊長として隊員三名とともに豊田三号車で直ちに出勤し、町道宮の内線を経て午前四時四十分ころ、戊原の倉庫の東側に到着した。この時点で、倉庫一階東面中央開口部の軽量シャッターは閉鎖されており、出火箇所である倉庫東側屋外に置かれた格納箱は炎に包まれ、その上方の倉庫一階開口部から炎が盛んに噴出し、二階開口部からも炎が噴出していたが、火勢は一階より弱かった。倉庫南面は、一階西端、二階東端の開口部から炎が噴出していたが、二階南西角の広告板に焼損はなかった。倉庫西面は、一階開口部の南寄り三か所と二階開口部の南寄り二か所から炎が噴出しているものの、火勢はいずれも弱かった。倉庫北面は焼損がなく、またその北東側の事務所や三階建作業場の焼損もなく、出入口及び開口部は焼損されなかった。

⑤ 原告の従業員らの行動等

平成一六年三月までに原告にパート勤務していた丁中七子（戊原の倉庫近くに住居）がオートマチック通信放送を聞いた後に、五月二日午前四時三十分ころ、甲山に電話をした。甲山は、午前四時三十分ころ、松夫に電話をし、車で自宅を出発し、午前五時過ぎころ、火災現場に到着した。

原告の従業員である甲西七彦（美祿市東厚保町に居住）は、午前四時五十分ころ携帯電話に甲山からの電話を受け、戊原火災を知らされ、火災現場に駆け付けたところ、原告の従業員はほとんど来ていなかった。

⑥ 被害申告等

原告は、平成一六年五月二日（木）午前三時五十分ころ、戊原の倉庫の東側壁に掛け下に置かれ、ビニールシートで覆われていた焚取納箱北側付近（別紙図面七の「出火箇所」）から出火し、戊原火災が発生した。この出火箇所は、本来、全く火の気のない場所であった。

⑦ 原告の再建計画等

原告は、株式会社損害保険ジャパンから、同年一〇月二七日、火災保険金一六八〇万八千九百一十一円（損害保険金二二二万九千九百三十三円、臨時費用保険金三三万八千九百八十八円、残存物取片づけ費用一〇四万円）の支払いを受けた。

⑧ 被害申告等

原告は、平成一六年五月二日（木）午前三時五十分ころ、戊原の倉庫の東側壁に掛け下に置かれ、ビニールシートで覆われていた焚取納箱北側付近（別紙図面七の「出火箇所」）から出火し、戊原火災が発生した。この出火箇所は、本来、全く火の気のない場所であった。

⑨ 原告の再建計画等

原告は、株式会社損害保険ジャパンから、同年一〇月二七日、火災保険金一六八〇万八千九百一十一円（損害保険金二二二万九千九百三十三円、臨時費用保険金三三万八千九百八十八円、残存物取片づけ費用一〇四万円）の支払いを受けた。

た。

この当時の気象は、天気快晴、風向東、風速二・四m/s、気温一七・六℃、湿度八九％であった。

④ 消火活動

豊浦東消防署消防司令補竹中由典は、小隊長として隊員三名とともに豊田三号車で直ちに出勤し、町道宮の内線を経て午前四時四十分ころ、戊原の倉庫の東側に到着した。この時点で、倉庫一階東面中央開口部の軽量シャッターは閉鎖されており、出火箇所である倉庫東側屋外に置かれた格納箱は炎に包まれ、その上方の倉庫一階開口部から炎が盛んに噴出し、二階開口部からも炎が噴出していたが、火勢は一階より弱かった。倉庫南面は、一階西端、二階東端の開口部から炎が噴出していたが、二階南西角の広告板に焼損はなかった。倉庫西面は、一階開口部の南寄り三か所と二階開口部の南寄り二か所から炎が噴出しているものの、火勢はいずれも弱かった。倉庫北面は焼損がなく、またその北東側の事務所や三階建作業場の焼損もなく、出入口及び開口部は焼損されなかった。

⑤ 原告の従業員らの行動等

平成一六年三月までに原告にパート勤務していた丁中七子（戊原の倉庫近くに住居）がオートマチック通信放送を聞いた後に、五月二日午前四時三十分ころ、甲山に電話をした。甲山は、午前四時三十分ころ、松夫に電話をし、車で自宅を出発し、午前五時過ぎころ、火災現場に到着した。

⑥ 被害申告等

原告は、平成一六年五月二日（木）午前三時五十分ころ、戊原の倉庫の東側壁に掛け下に置かれ、ビニールシートで覆われていた焚取納箱北側付近（別紙図面七の「出火箇所」）から出火し、戊原火災が発生した。この出火箇所は、本来、全く火の気のない場所であった。

⑦ 原告の再建計画等

原告は、株式会社損害保険ジャパンから、同年一〇月二七日、火災保険金一六八〇万八千九百一十一円（損害保険金二二二万九千九百三十三円、臨時費用保険金三三万八千九百八十八円、残存物取片づけ費用一〇四万円）の支払いを受けた。

⑧ 被害申告等

原告は、平成一六年五月二日（木）午前三時五十分ころ、戊原の倉庫の東側壁に掛け下に置かれ、ビニールシートで覆われていた焚取納箱北側付近（別紙図面七の「出火箇所」）から出火し、戊原火災が発生した。この出火箇所は、本来、全く火の気のない場所であった。

⑨ 原告の再建計画等

原告は、株式会社損害保険ジャパンから、同年一〇月二七日、火災保険金一六八〇万八千九百一十一円（損害保険金二二二万九千九百三十三円、臨時費用保険金三三万八千九百八十八円、残存物取片づけ費用一〇四万円）の支払いを受けた。

と判断した。なお、火災現場から警察が採取した残骸物からは、油分等の揮発性物質の検出はなかった。

⑤ 原告の従業員らの行動等

平成一六年三月までに原告にパート勤務していた丁中七子（戊原の倉庫近くに住居）がオートマチック通信放送を聞いた後に、五月二日午前四時三十分ころ、甲山に電話をした。甲山は、午前四時三十分ころ、松夫に電話をし、車で自宅を出発し、午前五時過ぎころ、火災現場に到着した。

⑥ 被害申告等

原告は、平成一六年五月二日（木）午前三時五十分ころ、戊原の倉庫の東側壁に掛け下に置かれ、ビニールシートで覆われていた焚取納箱北側付近（別紙図面七の「出火箇所」）から出火し、戊原火災が発生した。この出火箇所は、本来、全く火の気のない場所であった。

⑦ 原告の再建計画等

原告は、株式会社損害保険ジャパンから、同年一〇月二七日、火災保険金一六八〇万八千九百一十一円（損害保険金二二二万九千九百三十三円、臨時費用保険金三三万八千九百八十八円、残存物取片づけ費用一〇四万円）の支払いを受けた。

原告は、平成一六年五月二日（木）午前三時五十分ころ、戊原の倉庫の東側壁に掛け下に置かれ、ビニールシートで覆われていた焚取納箱北側付近（別紙図面七の「出火箇所」）から出火し、戊原火災が発生した。この出火箇所は、本来、全く火の気のない場所であった。

⑧ 被害申告等

原告は、平成一六年五月二日（木）午前三時五十分ころ、戊原の倉庫の東側壁に掛け下に置かれ、ビニールシートで覆われていた焚取納箱北側付近（別紙図面七の「出火箇所」）から出火し、戊原火災が発生した。この出火箇所は、本来、全く火の気のない場所であった。

⑨ 原告の再建計画等

原告は、株式会社損害保険ジャパンから、同年一〇月二七日、火災保険金一六八〇万八千九百一十一円（損害保険金二二二万九千九百三十三円、臨時費用保険金三三万八千九百八十八円、残存物取片づけ費用一〇四万円）の支払いを受けた。

一月三〇日付けで解雇する旨意思表示した。その通知書には、原告に数百万円の負債を負わせ、逃げ回っている甲南と取引したこと、平成一九年三月の従業員(戊東九彦)解雇の際、事情を知らずながら会社に虚偽の申告をし、営業部長の責任を免れたこと、丙川社の資本参加以来、旧会社の何かを引きずり、心から原告の仕事をしていないと解されること、報告・連絡・相談がなく、上司の意見を無視し、隠し事が多いこと、販売について回収不能が多いこと等が解雇理由として挙げられていた。

これに対し、戊野は、同年一〇月三十一日付けで、同日をもって退職する旨退職届を提出し、戊海も、同年一〇月五日をもって退職する旨の退職届を提出した。

⑥ 松夫は、平成一九年一月二〇日、丙川社の会長丙川七平と戊川八男総務部長に対し、戊野や戊海の件を報告した。それには、概要、以下のようなことが記載されていた。

戊野とのことは、平成一九年三月、営業員の戊東九彦を解雇したことに始まる。当時、戊東は、戊野と二人で虚偽の報告(出張費五日間)をし、戊東一人が責任を取って解雇されたが、その後の調査で戊野も同行し、関与していたことが判明した。

最近、東北方面で原告の商品に似たものを甲南が経営する「乙北社」が販売して回っているとの情報があったが、他社からの仕入れだろうと放置していたところ、原告の取引先より苦情が出るに至った。

限会社するが製作所を設立したが、多額の負債を抱えて逃げ、平成五年ころ、有限会社乙北を設立したが、平成九年ころ、多額の負債を抱えて再び逃げ(このとき原告は約八〇〇万円の損害を受ける)、平成一〇年ころ、千葉県で数人集まって株式会社乙北を設立した。しかし、約二年で倒産させ、新たに宮城県で「乙北」の名刺で販売を始め、この頃から戊野と親しくなっている。乙北社の名刺には「中国工場 戊田有限公司」も印刷されている。

戊野は、甲南と平成一九年一月ころから取引を始め、表面は現金取引を装いながら、実際は別帳簿で行っていた。内容を調べた結果、仕入値に近い価格で販売しており、当然赤字となっている。その他、戊野には数社と不審な取引がある。原告本社の二トンを甲南が常時販売に使用し、乗り回していたことも常識外である。戊野が甲南に同行して宮城県丙中株式会社を訪れ、書類上は原告が直接丙中株式会社と取引したことになるが、実際は甲南が間にに入り、異常な安値販売をしている。同社の代表者から、甲南や戊野に連絡が取れず、会館のオープンに間に合わないなどと苦情が原告に入った。また、原告の顧客である丁東商店が石川県の業者に対し営業を行うのに同行した戊野が原告の商品(ホルル祭酒)を「私共の製品は日本製です」と偽って受注したが、納品後、商品の箱に中国文字があるのを見た相手方が中国製品ではないかと激怒した。おまけに、戊野の寸法間違いで祭壇の作り直しが必要となっ

た。平成一九年一月一五日のことである。

戊野や戊海は、請求や現金取引をした業者の元帳をその都度作成しておらず、送料の値引きも疑われ、位牌・枕木の販売価格も余りに低額となっている。また、受注書に見積決定金額が記載されていないことが多く、実際の受注先と異なる記載があるなど、不透明な点が多い。

⑧ 保険金の支払請求等

被告から本件火災による支払保険金額の鑑定依頼を受けた株式会社南本損害鑑定事務所は損害保険登録鑑定人見玉慎二は、平成一九年四月三〇日、原告の従業員丙川七平、戊野の現場を見分した。なお、見玉は、本件訴訟提起後の平成一九年九月四日付けで、支払保険金額は三七〇万三千四百七十七円(内訳は損害保険金三〇六万七千七百七十七円、臨時費用五〇〇万円、残存物取片づけ費用一三三万六千三百〇円)が相当である旨の鑑定報告書を被告に提出し、これは保険の目的の所在範囲が当初の借受部分に限られることを前提としている。

被告から本件火災についての調査を依頼された株式会社極東損害調査事務所(以下「極東損害調査事務所」という)の代表者丙野と同社から火災焼損物の可燃性油類含有につき調査依頼を受けた株式会社コブルコ科研の加藤卓は、平成一九年七月四日、原告従業員甲山及び被告の山口支店下関損害サービス課長代理乙林十彦の立会の下、本件建物を見分した。そして、株

式会社コブルコ科研は、同年八月九日付けで極東損害調査事務所に対し、報告書を提出し、ガスクロマトグラフ質量分析の結果、採取した本件火災の焼損物試料には、ガソリンや灯油などの可燃性油類は含有されていないと報告した。なお、極東損害調査事務所は、平成一九年九月八日付けで、被告の中国損害サービス部下関損害サービス課に対し、調査報告書を提出した。

⑨ 丙川社の総務部長であった戊川八男は、原告の総務経理も管理しており、乙山社長より本件火災の保険金支払いの督促をするよう指示を受け、平成一九年七月十五日、被告の下関損害サービス課の乙林十彦に電話で保険金支払いを督促したところ、乙林は、現在極東損害調査事務所調査依頼中である旨答えたため、早期対応を依頼した。戊川は、同年八月二日にも乙林に電話をかけたところ、乙林は、警察が捜査中なので、益明けまでは対応できない旨回答した。同年九月上旬、戊川が乙林に電話をするなど、警察の捜査が長引いているので、月末まで待つてほしいと回答した。同年一〇月上旬ころ、戊川が被告の下関損害サービス課に電話すると、乙林が転勤し、後任の丙谷は、着任早々なので対応できないとのことであった。戊川は、極東損害調査事務所から自分宛に電話させるよう依頼していたところ、同年一〇月一五日、極東損害調査事務所から電話があり、時間がほ

ろ年になるので早急に調査の結果を出すよう依頼した。

戊川は、同年一二月四日と二日にも被告の下関損害サービス課の丙谷に督促の電話をしたが、芳しい対応はなかった。

同年一二月ころ、原告の丁山監査役は、被告の本社お客様相談センター主任相談員丁海二男と面談し、本件火災について保険金支払いを依頼した。

③ 被告の代理人となった三好晃一弁護士は、平成一九年一月二七日ころ、原告に照会書を送付した。これによると、原告は、消防署の立入検査により、本件建物の消防用設備の不備・欠陥があることを通知され、火災予防上の不備・欠陥事項の改善を約束していたのに、これを怠っており、その懈怠と損害の拡大に因果関係があると解されること、本件火災の直前の四月二二日に火災があり、直後の五月二二日も不審火が発生しており、これらの経過に照らし、現時点では火災事故の偶発性に関し重大な疑念が生じていることが記載され、次の事項を照会していた。

ア 平成一九年一二月一日の消防署立入検査により指摘された事項につき改修措置の有無

イ 平成一九年三月三十一日締め(第三五期)決算書に關し

ロ 丙川社の資本参加の目的及び目的の達成状況 丙川社からの短期借入金約八九八〇万円の借入日、目的、支払条件、支払状況

ハ 常陽銀行及び東邦銀行から各三〇〇万円の短期借入金、常陽銀行から約五九八二万円の長期借入金があるが、それら

の借入日、目的、支払条件、支払状況 丙川社の連帯保証の有無

(ウ) 買掛金として戊田社に約九〇五万円、棚卸資産として(戊田社占有分)約八四〇万円、前渡金として七三六万円、関係会社出資として六三三万四千計上されており、戊田社に約一億四〇五五万円を信用供与していると思われるが、この信用供与の経過及び回収状況

(エ) 代表者松夫に対する仮払金一四四九万円の発生経過 甲田社に対し買掛金及び受取手形合計二二八〇万円があり、買掛金一三三万円の差額約一四八万円を信用供与しているが、甲田社は実質営業の実態がないと解されるので、甲田社との取引の実態を報告してほしい。

ウ イ に関する資料として第三四期以前の決算書の参考送付

④ これに対し、原告は、平成一九年二月四日ころ、原告の第三三期、第三三期、甲田社の第一九期、第二〇期の各決算報告書を添付した回答書を三好弁護士に送付した。それによると、以下のように回答されている。

ア 前記③のアについて 本件建物は乙野社の所有で、再三にわたる改修を依頼したが、消防設備費等は莫大な費用がかかり、頭を痛めているうちに倒産した。丙川社からも役員を派遣しているもので、放置しておくことはできず、不備を改修するか賃借を解消するか話し合いをしていた矢先に本件火災となった。したがって、欠陥に対する改修は未了であった。

イ 前記③のイについて

(ウ) 原告の資本金は五〇〇〇万円であり、うち三〇〇〇万円を松夫が、二〇〇〇万円を丙川社が出資している。丙川社は、警察を有業種と見て、平成一九年一二月より国際貿易事業部を立ち上げ、主たる仕入先が原告であった。しかし、丙川社の警察事業は、価格競争の激化・経費の増大のため業績が芳しくなく、メーカーの立場で販売することにして原告に資本参加した。資本参加後三年でこれからというときに本件火災に遭った。丙川社からの借入れについては、運転資金のために平成一三年三月から借り入れているが、弁済条件は決めておらず、銀行借入返済後に返済することを考えていた。なお、資金余剰の際は、随時一部返済し、不足の際は資金借入れを行っている。

(ハ) 銀行からの借入状況は次のとおり(いずれも目的は運転資金で、丙川社が連帯保証している。支払については、遅滞なく履行している。)

短期資金(いずれも条件は一括返済)

常陽銀行 三〇〇〇万円

借入年月日 平成一九年一月七日

支払期限 平成一九年四月六日

東邦銀行 三〇〇〇万円

借入年月日 平成一九年一月一日

支払期限 平成一九年四月一日

長期資金(平成一九年一月三十一日現在)

常陽銀行 一四〇〇万円

借入年月日 平成一九年一月一日

常陽銀行 一四〇〇万円

借入年月日 平成一九年一月一日

支払期限 平成一九年三月三十一日

返済条件 月額一〇〇万円

常陽銀行 二七四八万九〇〇〇円

(当初借入れ五〇〇〇万円)

借入年月日 平成一九年一月一日

支払期限 平成一九年三月三十一日

返済条件 月額八万三千〇〇〇円

(ロ) 戊田社は原告の一〇〇%出資の子会社で、警察官等の製造をしている。戊田社よりの仕入れは毎月七〇〇万ないし一〇〇〇万円であり、九〇五万円はその買掛金である。棚卸資産八四〇万円は原告が戊田社に対して支給した材料費、前渡金七三六万円は戊田社の工場増設・機械設備・運転資金、出資金六三三万四千円は戊田社の資本金である。中国国内企業に対する貸付金等を一旦送金(信用供与)すれば、国外送金(返済)は難しく、商品での回収を考えているが、戊田社は設立が平成一九年一〇月で日が浅く、収益返済までに至っていない。なお、戊田社に対する信用供与及び経費は次のとおりである。

H三三 H四三 H五三 H六三

買掛金 〇 〇 〇 〇 (単位万円)

前渡金 〇 〇 〇 〇

出資金 〇 〇 〇 〇

(ハ) 松夫に対する仮払金は第三三期以前より発生しており、毎月内入返済していたが、この後は毎月一五万円宛返済することになった。甲田社については、松夫の息子一郎の経営で、原告は間接屋との取引、

甲田社は葬祭業と直接販売と色分けし、価格競争激化に対する利益確保の一策と考えたもの。甲田社は、実態のある会社であり、決算書を添付する。なお、甲田社との取引は縮小し、平成一六年一二月現在の売掛金は一三九万七〇〇〇円、買掛金は二五万一〇〇〇円とほぼ皆無の状態であり、甲田社との取引を停止すべく話し合い中である。

⑤ 原告は、本件契約による保険金請求を原告訴訟代理人阿部泰隆、同阿部隆徳の両弁護士に委任し、両弁護士は、平成一七年九月一七日付け書面の送付をもって、被告に対し、本件契約による保険金を書面に達後二週間以内を支払うよう催告した。これに対し、被告の代理人三好昇一弁護士は、同年一月二日付け回答書を阿部泰隆弁護士に送付し、本件火災が放火であることはほぼ疑いがなく、現在警察の捜査続行中であり、また、被災在庫商品の原価について、対外取引も介在しているため、商品価額を確定しないところもあって、モラルリスクの疑いを払拭しないこととしながら、現時点においては、被告は、技術士の鑑定意見（原告が消防署から設置を勧告された一連の消防設備があれば、被害領域が全体の二〇〇程度に収まっていたとするもの）に従い、原告主張の損害の二〇〇相当額を支払って解決したいと考えていることを回答し、和解の提案をした。

原告は、被告の提案には応じられないとして、同年二月二六日、本件契約による損害保険金の支払いを求めて、本件訴訟を提起した。

二 保険の目的の範囲（争点①）について
前記(1)(3)で認定した事実を照らして検討する。まず、本件契約の締結日である平成一五年五月二日の時点で、保険の目的の所在場所について、被告の代理店である丁川社としては、戊辰の建物を想定していたことが認められ、他方、保険金額が一三〇〇万円とされていることや在庫商品の専有面積が一四八五坪（四五〇坪）とされていること、借増部分の賃借は同年五月一日から開始されており、原告の事務職員には借増部分の賃借の事実が十分周知されていたことが認められること（甲四一）によれば、甲山らが借増部分を使用するために片づけをしたのは同年五月中旬ごろという。等を勘案すると、原告の契約締結に当たった事務職員は本件建物のうち当初借受部分のみを認識していたものと認められる。

② 被告は、前記保険金額の契機は、保険代理店からの問い合わせに対して在庫商品が四〇〇〇万円あると原告が回答したこと

本件建物に放火した容疑の強い者がいるかは別問題であり、本件の証拠を精査しても、そのような人物は特定できないし、原告も従業員の犯行とは主張していない。③ 従業員以外の恨みを持つ第三者の犯行の可能性について
原告が主張するところ、本件建物の所有者である乙野社は、倒産して会社更生手続開始となっており、同社に対し恨みを有する第三者が存在することは想定される。しかし、本件建物における工場停止が本件火災の一〇年余り前であること、本件火災に連続して戊辰火災が発生していること等を考えると、乙野社関係の恨みの可能性は低いと思われる。

他方、原告が他の競争相手や取引関係から逆恨みを賣うことは考えられるところであり、本件において、その可能性が低いと認めただけの証拠はない。本件建物は、夜間無人となり、近くに建物がない山間部にあるから、本件建物の内部に詳しくない部外者であっても、事前に下見を行えば、第一倉庫北側の商品出入口の吊り戸から侵入可能であることは容易に発見できるものと解される。

被告は、恨みによる放火の場合、特段の事情が認められない限り、わざわざ侵入や逃走が困難となる建物内に着火する必要に乏しく、外壁に近接した場所に可燃物を置くなどして着火すれば足りる旨主張するが、本件建物は人里離れた孤立した場所にあるから、無人となる深夜であれば、犯人

には時間的余裕が十分あり、他人に犯行を察知される可能性は少ないから、確実に放火するために建物内部に侵入することは考えうる。本件火災は、本件建物の現場の状況に照らせば、そうすることと連動して困難になるとは解されない。被告は、実行犯が本件の出火場所から放火した場合、逃走するの第一、第二倉庫の各建物の東側を通過することになり、燃焼中の建物の窓ガラスが割れ、火災が吹き出すなどの可能性も高いと主張するが、本件建物の倉庫部分の窓（開口部）は、天井部の高い場所であり、事務所部分には窓ガラスがあるものの、出火場所からの位置関係からして、放火の逃走中に、早くも窓ガラスが割れ、火災が吹き出し、逃走に支障が生じるといふ状況は、およそ想定できない。

③ したがって、本件火災の出火状況のみからは、松夫ないしその意を受けた者の放火であるのか、それ以外の第三者による放火であるのかの判断は困難であるといふほかない。

なお、被告は、民事訴訟で争われるモラルリスク事案については、常に被保険者以外の第三者による出火の可能性が認められているのであって、具体的な第三者を想定できる場合であれば格別、想定できない場合が殆ど全ての事案に共通しているから、特段の事情が認められない限り、第三者の犯行の可能性は、被保険者の故意を認定する妨げとなるものではないと主張するが、そのように解することはできない。あくま

にあり、原告から面積を訂正して増加させる旨の申出もなかったから、保険金額額をもって、保険の対象が借増部分にまで拡大したと認めるべきではない旨主張するが、前記(3)で認定したとおり、丁川社の代表者乙辰は、保険の目的の範囲は、本件建物の原告が賃借している部分全部という認識であり、そこに置かれた商品を見て、保険金額の増額の必要を感じ、原告の従業員に在庫商品の金額を尋ね、保険金額の増額に至ったものである。したがって、被告の代理店側においても、保険の目的の範囲は、当初の認識であった戊辰の建物から本件建物の原告賃借部分全部に変更されたことと理解されるから、被告の前記主張は採用できない。なるほど、本件契約の手續上、「専有面積」が一四八五坪のまま訂正されていないところ、被告の代理店である丁川社においては、戊辰の建物が保険の目的の所在場所であると認識している時点でも、この「専有面積」に留意していなかったものであるから、前記保険金額の増額の誤、本来であれば変更の手續が取られるべきものが放置されたにすぎないと解するのが相当である。

三 故意免責の成否（争点②）について
被告は、本件火災については、不審な出火状況、動機となりうる経済状況及び建物使用状況、在庫商品に関する不審な事情、不審な火災履歴・保険金取得履歴その他不自然、不合理な多数の事情が認められ、これらを総合すれば、本件火災は、松夫又はその意を受けた者により招致された故意によるものである。

① 原告が本件火災当時、赤字経営であり、丙川社の経済的支援が必要であったこと、以上二に認定したところから明らかである。

② 被告は、松夫が原告と親交する甲田社を設立して不正な取引を行っていたことが親会社の丙川社に発覚し、丙川社からの資金援助が受けられなくなる危機的状況にあった旨主張するが、そのような状況にあったことを認める証拠はない。

なるほど、松夫は、原告が丙川社の実質子会社化した平成一三年一月から半年後の平成一四年八月一日に有限会社甲田を組織変更して甲田社を設立し、長男の丁原一郎を代表取締役として葬祭用品の製造販売業を営んでおり、これは松夫が原告の経営権を丙川社に握られたため、自分の自由になる甲田社を原告と取引させることで自己の利益を図ったものと疑われない。しかしながら、甲田社との関係が松夫に競争禁止行為及び利益相反行為があるか否かについては、本件火災後の平成一六年八月三日に丁山監査役によって監査が行われて問題ないと判断され、同監査役による原告

の再建案では松夫を代表取締役社長に昇格させることが提案されており、本件火災当時、松夫が窮地に追い込まれていたことを認めるに足りる証拠はない。

被告が引用する戊辰の供述によれば、同人が原告の実態について東京商工リサーチ福島支社に平成一六年初めころ調査をさせ、その結果松夫が丙川社から出させた金で甲田社や新しい中国工場を作るために利用していたことがわかったというのである。しかしながら、戊辰の供述によれば、戊辰がその調査報告書を持って事務員の成海九子と二人で乙山社長の自宅を訪れ、松夫の悪行を直訴したところ、乙山社長は「俺は知らない。俺は社長を辞めるから、お前なんか庇ってやれない。」と拒絶し、「乙山社長が庇ってくれないければ私達はどうすればいいのですか。辞めるしかないのですか。」と訴える戊辰に対し、「辞めたらいいべ。」と突き放して、我関せずの態度を取ったというのであるから、仮に戊辰らによって松夫の不正を暴く動きがあったとしても、そのために松夫が丙川社から資金援助される現実的な危険が高まったことは解されない（なお、戊辰は、商工リサーチの報告書等の資料は乙山に全て渡し写しを取っていないので、手許に控えていない旨述べるが、戊辰に非協力的な乙山に大事な資料を渡して控えてもらえないのは、腑に落ちない）。

また、被告は、丁山監査役が提案した原告の再建計画書において、丙川社からの借

るものであると推認される旨主張するもので、以下に検討する。

(1) 不審な出火状況について
① 本件火災については、放火の疑いが相当に強く、しかも無関係の第三者によるいたずら目的の犯行である可能性が低いことは、原告も認めるところである。

② 従業員による放火の可能性
被告は、原告の従業員は、放火しても何ら利益を得ることがなく、むしろ火災によって職場を失う等の不利益の可能性があること、会社側に恨みを持つ従業員であっても、火災保険で填補され会社に経済的損失が生じないことが予測されるので、特段の事情のない限り、会社側への恨みが放火の動機になるものではない旨主張する。

しかしながら、一般論としては、会社側に対する恨みや職場の人間関係のトラブル等を原因として、会社側に被害を被ることを目的とする、あるいは職場からの解放を狙った短絡的な動機による放火は考えられるところであり、そういう犯行に走る者は放火によって自らが失職したり、重い刑罰に処せられるということが念頭にないことも少なくなく、合理的思考では理解できないものがある。また、火災保険に入っていたとしても、保険金が適時に支払われなければ、会社として業務や資金繰りに重大な支障をきたし、窮地に陥ることは容易に想定できることであるから、被告の主張は、一般論としては、十分な説得力を持たない。

尤も、原告の従業員のうちで、具体的に

甲田社は葬祭業と直接販売と色分けし、価格競争激化に対する利益確保の一策と考えたもの。甲田社は、実態のある会社であり、決算書を添付する。なお、甲田社との取引は縮小し、平成一六年一二月現在の売掛金は一三九万七〇〇〇円、買掛金は二五万一〇〇〇円とほぼ皆無の状態であり、甲田社との取引を停止すべく話し合い中である。

⑤ 原告は、本件契約による保険金請求を原告訴訟代理人阿部泰隆、同阿部隆徳の両弁護士に委任し、両弁護士は、平成一七年九月一七日付け書面の送付をもって、被告に対し、本件契約による保険金を書面に達後二週間以内を支払うよう催告した。これに対し、被告の代理人三好昇一弁護士は、同年一月二日付け回答書を阿部泰隆弁護士に送付し、本件火災が放火であることはほぼ疑いがなく、現在警察の捜査続行中であり、また、被災在庫商品の原価について、対外取引も介在しているため、商品価額を確定しないところもあって、モラルリスクの疑いを払拭しないこととしながら、現時点においては、被告は、技術士の鑑定意見（原告が消防署から設置を勧告された一連の消防設備があれば、被害領域が全体の二〇〇程度に収まっていたとするもの）に従い、原告主張の損害の二〇〇相当額を支払って解決したいと考えていることを回答し、和解の提案をした。

原告は、被告の提案には応じられないとして、同年二月二六日、本件契約による損害保険金の支払いを求めて、本件訴訟を提起した。

二 保険の目的の範囲（争点①）について
前記(1)(3)で認定した事実を照らして検討する。まず、本件契約の締結日である平成一五年五月二日の時点で、保険の目的の所在場所について、被告の代理店である丁川社としては、戊辰の建物を想定していたことが認められ、他方、保険金額が一三〇〇万円とされていることや在庫商品の専有面積が一四八五坪（四五〇坪）とされていること、借増部分の賃借は同年五月一日から開始されており、原告の事務職員には借増部分の賃借の事実が十分周知されていたことが認められること（甲四一）によれば、甲山らが借増部分を使用するために片づけをしたのは同年五月中旬ごろという。等を勘案すると、原告の契約締結に当たった事務職員は本件建物のうち当初借受部分のみを認識していたものと認められる。

② 被告は、前記保険金額の契機は、保険代理店からの問い合わせに対して在庫商品が四〇〇〇万円あると原告が回答したこと

本件建物に放火した容疑の強い者がいるかは別問題であり、本件の証拠を精査しても、そのような人物は特定できないし、原告も従業員の犯行とは主張していない。③ 従業員以外の恨みを持つ第三者の犯行の可能性について
原告が主張するところ、本件建物の所有者である乙野社は、倒産して会社更生手続開始となっており、同社に対し恨みを有する第三者が存在することは想定される。しかし、本件建物における工場停止が本件火災の一〇年余り前であること、本件火災に連続して戊辰火災が発生していること等を考えると、乙野社関係の恨みの可能性は低いと思われる。

他方、原告が他の競争相手や取引関係から逆恨みを賣うことは考えられるところであり、本件において、その可能性が低いと認めただけの証拠はない。本件建物は、夜間無人となり、近くに建物がない山間部にあるから、本件建物の内部に詳しくない部外者であっても、事前に下見を行えば、第一倉庫北側の商品出入口の吊り戸から侵入可能であることは容易に発見できるものと解される。

被告は、恨みによる放火の場合、特段の事情が認められない限り、わざわざ侵入や逃走が困難となる建物内に着火する必要に乏しく、外壁に近接した場所に可燃物を置くなどして着火すれば足りる旨主張するが、本件建物は人里離れた孤立した場所にあるから、無人となる深夜であれば、犯人

には時間的余裕が十分あり、他人に犯行を察知される可能性は少ないから、確実に放火するために建物内部に侵入することは考えうる。本件火災は、本件建物の現場の状況に照らせば、そうすることと連動して困難になるとは解されない。被告は、実行犯が本件の出火場所から放火した場合、逃走するの第一、第二倉庫の各建物の東側を通過することになり、燃焼中の建物の窓ガラスが割れ、火災が吹き出すなどの可能性も高いと主張するが、本件建物の倉庫部分の窓（開口部）は、天井部の高い場所であり、事務所部分には窓ガラスがあるものの、出火場所からの位置関係からして、放火の逃走中に、早くも窓ガラスが割れ、火災が吹き出し、逃走に支障が生じるといふ状況は、およそ想定できない。

③ したがって、本件火災の出火状況のみからは、松夫ないしその意を受けた者の放火であるのか、それ以外の第三者による放火であるのかの判断は困難であるといふほかない。

なお、被告は、民事訴訟で争われるモラルリスク事案については、常に被保険者以外の第三者による出火の可能性が認められているのであって、具体的な第三者を想定できる場合であれば格別、想定できない場合が殆ど全ての事案に共通しているから、特段の事情が認められない限り、第三者の犯行の可能性は、被保険者の故意を認定する妨げとなるものではないと主張するが、そのように解することはできない。あくま

にあり、原告から面積を訂正して増加させる旨の申出もなかったから、保険金額額をもって、保険の対象が借増部分にまで拡大したと認めるべきではない旨主張するが、前記(3)で認定したとおり、丁川社の代表者乙辰は、保険の目的の範囲は、本件建物の原告が賃借している部分全部という認識であり、そこに置かれた商品を見て、保険金額の増額の必要を感じ、原告の従業員に在庫商品の金額を尋ね、保険金額の増額に至ったものである。したがって、被告の代理店側においても、保険の目的の範囲は、当初の認識であった戊辰の建物から本件建物の原告賃借部分全部に変更されたことと理解されるから、被告の前記主張は採用できない。なるほど、本件契約の手續上、「専有面積」が一四八五坪のまま訂正されていないところ、被告の代理店である丁川社においては、戊辰の建物が保険の目的の所在場所であると認識している時点でも、この「専有面積」に留意していなかったものであるから、前記保険金額の増額の誤、本来であれば変更の手續が取られるべきものが放置されたにすぎないと解するのが相当である。

三 故意免責の成否（争点②）について
被告は、本件火災については、不審な出火状況、動機となりうる経済状況及び建物使用状況、在庫商品に関する不審な事情、不審な火災履歴・保険金取得履歴その他不自然、不合理な多数の事情が認められ、これらを総合すれば、本件火災は、松夫又はその意を受けた者により招致された故意によるものである。

① 原告が本件火災当時、赤字経営であり、丙川社の経済的支援が必要であったこと、以上二に認定したところから明らかである。

② 被告は、松夫が原告と親交する甲田社を設立して不正な取引を行っていたことが親会社の丙川社に発覚し、丙川社からの資金援助が受けられなくなる危機的状況にあった旨主張するが、そのような状況にあったことを認める証拠はない。

なるほど、松夫は、原告が丙川社の実質子会社化した平成一三年一月から半年後の平成一四年八月一日に有限会社甲田を組織変更して甲田社を設立し、長男の丁原一郎を代表取締役として葬祭用品の製造販売業を営んでおり、これは松夫が原告の経営権を丙川社に握られたため、自分の自由になる甲田社を原告と取引させることで自己の利益を図ったものと疑われない。しかしながら、甲田社との関係が松夫に競争禁止行為及び利益相反行為があるか否かについては、本件火災後の平成一六年八月三日に丁山監査役によって監査が行われて問題ないと判断され、同監査役による原告

の再建案では松夫を代表取締役社長に昇格させることが提案されており、本件火災当時、松夫が窮地に追い込まれていたことを認めるに足りる証拠はない。

被告が引用する戊辰の供述によれば、同人が原告の実態について東京商工リサーチ福島支社に平成一六年初めころ調査をさせ、その結果松夫が丙川社から出させた金で甲田社や新しい中国工場を作るために利用していたことがわかったというのである。しかしながら、戊辰の供述によれば、戊辰がその調査報告書を持って事務員の成海九子と二人で乙山社長の自宅を訪れ、松夫の悪行を直訴したところ、乙山社長は「俺は知らない。俺は社長を辞めるから、お前なんか庇ってやれない。」と拒絶し、「乙山社長が庇ってくれないければ私達はどうすればいいのですか。辞めるしかないのですか。」と訴える戊辰に対し、「辞めたらいいべ。」と突き放して、我関せずの態度を取ったというのであるから、仮に戊辰らによって松夫の不正を暴く動きがあったとしても、そのために松夫が丙川社から資金援助される現実的な危険が高まったことは解されない（なお、戊辰は、商工リサーチの報告書等の資料は乙山に全て渡し写しを取っていないので、手許に控えていない旨述べるが、戊辰に非協力的な乙山に大事な資料を渡して控えてもらえないのは、腑に落ちない）。

また、被告は、丁山監査役が提案した原告の再建計画書において、丙川社からの借

るものであると推認される旨主張するもので、以下に検討する。

(1) 不審な出火状況について
① 本件火災については、放火の疑いが相当に強く、しかも無関係の第三者によるいたずら目的の犯行である可能性が低いことは、原告も認めるところである。

② 従業員による放火の可能性
被告は、原告の従業員は、放火しても何ら利益を得ることがなく、むしろ火災によって職場を失う等の不利益の可能性があること、会社側に恨みを持つ従業員であっても、火災保険で填補され会社に経済的損失が生じないことが予測されるので、特段の事情のない限り、会社側への恨みが放火の動機になるものではない旨主張する。

しかしながら、一般論としては、会社側に対する恨みや職場の人間関係のトラブル等を原因として、会社側に被害を被ることを目的とする、あるいは職場からの解放を狙った短絡的な動機による放火は考えられるところであり、そういう犯行に走る者は放火によって自らが失職したり、重い刑罰に処せられるということが念頭にないことも少なくなく、合理的思考では理解できないものがある。また、火災保険に入っていたとしても、保険金が適時に支払われなければ、会社として業務や資金繰りに重大な支障をきたし、窮地に陥ることは容易に想定できることであるから、被告の主張は、一般論としては、十分な説得力を持たない。

尤も、原告の従業員のうちで、具体的に

るものであると推認される旨主張するもので、以下に検討する。

入金返済について、「手形を振り出すなど計画的に金額を返済し、自立する（平成二年三月三十一日を自処に）」と記載されていることをもって丙川社が原告に資金の返済を強く求めた事実が合理的に推定される」とするが、これは五年七月先を自処に計画的に丙川社に借入金返済する目標を設定したにすぎないものと解され、この記載を根拠に丙川社が原告に資金の返済を強く求めていた事実を推定するのはおよそ無理である。

③ 戊山の倉庫の廃止決定について

原告においては、平成一六年二月ごろ、同年八月までに本件建物の使用を廃止することが決定しているところ、そのことは、本件建物内の在庫商品が不要となることに直ちには繋がらない。本件建物内の在庫商品が焼損した場合、戊山の倉庫廃止に伴うはずであった在庫商品の移送費用を免れることになるが、在庫商品については、本来は時価相当分しか火災保険金は支払われないから、経費をかけずに現金化できるメリットはあるかもしれないが、保険金の支払いが手間取れば、会社の業務に重大な支障が生じるのであって、濡れ手で粟というわけにはいかない。

また、戊山の倉庫の廃止によって、原告にとつては本件建物は不要となるが、自己所有物ではないため、これを焼損すれば、所有者である乙野社から賃借人の善管注意義務違反による損害賠償責任を問われる可能性が高い。

件火災の前一週以内の時期に、乙野社からの返品分である二トントラック一杯（一箱六〇〇〇箱を約五〇箱）を福島から戊野がトラックを運転して本件建物内に搬入した旨供述しており、戊野の供述する返品分の数量は約三〇〇〇箱ないし四〇〇〇箱であるから、前記乙野社提示の返品伝票の数量と符合する。

しかしながら、これらの返品商品が本件火災の直前にまとめて本件建物内に搬入されたことについては、戊野の供述があるだけで、裏付けはなく、甲山はこれを否定する陳述書を提出しているから、本件火災当時、本件建物内に乙野社からの上記返品分が存在したとは認められない。

ウ 他方、本件建物内の在庫を管理していた甲山の証言によれば、本件火災当時、本件建物内には新品ばかりで、不良在庫はなかったというのであり、松夫の証言や八子の陳述書によれば、乙野社からの返品は、商品価値があるもので、返品後も在庫として普通に販売できていたという。

△証拠略Vによれば、原告の在庫表は、原告の事務員八子がコンピュータに入力して管理していた平成一六年四月二七日現在の在庫データに印字したものと及びその集計（ただし、集計値は正しくは四五一〇万六三九円である）であり、原告が本件火災直後に消防当局に出した損害届もこの在庫データに基づいて出していることが認められ、本件建物内の在庫商品を管理していた事務員の甲山もこの在庫表に符合する在庫

したがって、本件建物の使用廃止を決定していたことは、松夫らの放火の動機としては、弱いといわざるをえない。

④ 松夫が放火する可能性について

まず、原告が主張するところ、松夫には本件火災及び戊辰火災の当時、一応のアリバイがある。松夫が何らかの方法により、当時宿泊していたホテルから放火現場に現れ、再び同ホテルに戻って火災の連絡を受けることが可能であれば、そのアリバイは崩れることになるが、本件ではこれらのアリバイを崩すだけの証拠はない。松夫が他人を手足として放火することも考えられるが、放火という重大犯罪を本件火災及び戊辰火災の二件行つてくれる他人を探すのは容易ではないし、かなり高額報酬が必要と思われる。松夫がそれを工面できたか疑問である。

そもそも、原告は丙川社の実質子会社であつて、松夫の自由になる会社ではなく、本件火災による保険金も原告に入金になるものの、そのこと自体で松夫に大きな利益があるとは思われない。甲田社は松夫の自由になる会社と解されるから、むしろ、本件建物内にあつた甲田社の商品に火災保険を掛け、本件建物に放火する方が、松夫の利益としては大きいのではないかとと思われるのに、甲田社の商品には保険が掛けられていない。

したがって、本件建物や戊辰の倉庫に松夫が放火する強い動機があつたといえな

(3) 在庫商品に関する不審な事情について

① 本件建物内の商品の量

被告は、本件火災当時、本件建物内の在庫商品が原告主張のような多量ではなかった旨主張するが、その根拠とする戊野の供述をそのまま採用することはできない。前記一で認定したとおり、戊野は、原告の営業部長ではあつたが、丁山監査役によつて解雇相当と判断されて、平成一六年一〇月二六日付けで解雇の意思表示をされたもので、松夫ないし原告に殊更不利な供述をしてもおかしくない立場にあることを考えれば、他には的確な裏付けがない限り、松夫ないし原告に不利な供述をたやすく信用することはできず、他には的確な裏付けもない。

被告は、また、在庫量が少なかったことは焼残物の少なからず推測されるとして、火災保険の不正請求事案に対する調査経験が豊富とする丙野の意見を引用するが、同人の主観的意見は根拠として薄弱である。本件の焼損物が段ボールや木製建築用品等で、燃え易いものであること、燃焼の強度は、鉄骨構造材であるH鋼合掌、トラス、棟つたこと、母屋、梁が折れ曲がる程強かつたこと、実際に消火に当たった豊浦東消防署側においてもその点に疑問を呈していないこと等を考えると、本件の焼残物の量が山盛りでなかつたからといって、原告主張の在庫商品の量に疑問があるとまではいえない。

なお、被告は、丙川社の総務部長である戊川が丙野に対し、原告の経営・会計に関するものとして送付してきた資料に不審な点がある旨主張するが、それだけでは在庫商品を偽装したとする根拠に薄弱である。

② 返品等について

まず、被告の主張に沿う戊野の供述は、前記のとおり、他には的確な裏付けがない限り、たやすく採用することはできない。

イ なるほど、原告の取引先であつた乙野社（平成一五年四月設立。本店は静岡県掛川市本郷）の女性社員は、丙野の調査に対し、出賃グループなる会社に販売するため原告から位牌を仕入れていたが、大量の返品をした。返品先は山口か福島かはわからないと述べ、原告発行の返品伝票を示しているところ、その返品伝票によれば、次のとおりとなっている。（いずれも、日付けは平成一六年であり、担当は戊野である。）

日付け	数量	金額
一月二六日	五八八	一七九、九二八円
一月二七日	二八八	八七、七六六円
二月二七日	一一三	一、三八六〇円
二月二八日	一一二	三、六六九二円
三月二三日	四六六	一五、五五八九円
三月二九日	六五八	一九、六二六六円
三月三十一日	一七九	四、〇二九九円
四月二四日	五二一	一五、六八六六円
合計	三、八四五	一、九四五、四一〇円

状況であつた旨証言している。そして、この在庫表記載の商品の存在及び金額については、丁山監査役も監査の結果適正なものと考へていて、それが認められること、そもそも、単なる事務員にすぎない甲山や八子が火災直後に虚偽の在庫データを作成し、在庫商品の水増しを図ることは通常考へがたいから、基本的にこの在庫表を信用するのが相当であり、本件においては、その信用性を排斥するに足りるだけの反対証拠はない。

被告は、この在庫表に船積日の記載がないことを援え、特段の事情のない限り、船積日の記載がないものは返品、中古品、あるいは長期滞留したままの不良在庫と推認するのが自然であると主張するが、船積日の記載を欠くという事実だけで、そのように推定することはできない。

エ その他、原告が損害額の過大申告をして、これを認めに足りるだけの証拠はない。

(4) 不審な火災歴・保険金取得歴について

被告は、本件火災は平成一六年四月下旬から五月上旬という短期間に発生した不審な火災三件の一つであり、偶然というにはあまりに不自然であると主張するが、最初の一件は単なるゴミ焼却中の小火である。なるほど、本件火災と戊辰火災がわずか二週間程度の間に発生したことは、何者かによる連続放火を想定させるが、それだけで松夫又はその意を受けた者の犯行と決め

付ける根拠にはならない。

保険金取得歴については、本件火災前に多額の保険金取得の履歴があれば、放火を推認する間接事実の一つになり得るところ、戊辰火災による保険金取得は本件火災より後のことであり、本件火災が松夫又はその意を受けた者の犯行であると推認するにつき、大きな意味があるとは解されない。松夫が戊辰火災で大きな利益を得たことが認められるならば、戊辰火災につき松夫の放火が疑われ、それに近接した時期、類似の態様で発生した本件火災にも松夫側の放火が疑われるが、そのような事実を認めるに足りる証拠もない。

(5) その他、本件に現れた証拠関係からは、本件火災が何者かによる放火であるとはいえず、それが松夫又はその意を受けた者の犯行であると推認するだけの間接事実はないといわざるをえないから、被告の故意免责の主張は採用できない。

四 保険金の額（争点③）について

(1) 損害（火災）保険金

認容額四〇〇〇万円（請求額同じ）

以上に認定したところによれば、本件火災当時、本件建物内で被災した原告の商品は、在庫表に列挙のものであり、その損害総額は四〇〇〇万円を超えるものであつたと認められるから、本件火災による損害保険金の額は四〇〇〇万円である。

被告は、損害保険登録鑑定人児玉慎二作成の鑑定報告書の鑑定金額を採用すべき旨主張するが、同書面は、保険の目的の所在

範囲が当初借受部分に限られることを前提としており、被告が保険の目的の範囲外であると主張する借受部分の五重塔や枕机等を保険の目的外として除外する場合は、原告主張の金額を採用するものであつて、保険の目的が借受部分の商品を含む場合、在庫表の金額を採用するものと解されるから、その鑑定報告書の存在は、前記の認定に影響しない。

(2) 臨時費用保険金

認容額五〇〇〇万円（請求額同じ）

約款第八条一項によれば、本件火災による臨時費用保険金の額は、上限の五〇〇万円である。

(3) 残存物取片づけ費用保険金

認容額二五六万一千四五〇円

（請求額二八四万七千八百八円）

① △証拠略Vによれば、原告は、本件火災によって損害を受けた保険の目的の残存物取片づけのため、破棄物処理費用二二六万一千四五〇円を負担したことが認められ、これは保険の目的の残存物の取片づけに必要な費用といえる。

② また、△証拠略Vによれば、原告の従業員複数が平成一六年六月一四日から同年六月二九日ころまで本件火災による取片づけ清掃作業に当たつたことが認められ、原告はその費用は当該従業員の七割相当額であるとして四八万六千三百八十八円を主張しているが、その金額が相当であると認めに足りる証拠はない。本件における保険の目的の焼損状況等に照らせば、従業員に

よる取片づけ清掃作業の費用は二〇万円と認めるのが相当である。

③ そうすると、残存物取片づけ費用保険金の額は二五六一四五〇円である。

(4) 失火見舞費用保険金

認額二〇万円（請求額同じ）

① 約款第一条一〇項、第一〇条一項によれば、保険の目的を収容する建物から発生した火災により、第三者の所有物（動産）については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する構内にあるものに限る。の滅失、毀損又は汚損の損害（ただし、煙損害又は臭気付着の損害を除く。）が生じた場合には、それによって生じる見舞金等の費用保険金として、損害が生じた世帯又は法人の敷に二〇万円を乗じて得た額を支払う旨定められている。

② 前記一で認定したとおり、本件火災当時、本件建物のうち第三倉庫の半分程は、甲田社が松夫の許可を受けて使用しており、その使用部分の出入口は甲田社の従業員が管理し、甲田社の従業員は、中国から送られてきた商品を前記使用部分に一旦降ろし、同所と丙本の倉庫を使用して検品や組立作業をしていたこと、本件火災により甲田社の商品は、燃えはしなかったが、一部が焦げたり、水に濡れて染みになって汚損し、甲田社は、消防当局に一四五四万円余の損害額を届け、自社の損益計算書上も七八二万八五六円の損害があったものとして処理していることが認められる。そうすると、甲田社は、第三倉庫の半分

程に自社の商品を置いて現に占有していたと認められるから、「第三者の占有する構内にあるもの」といえ、その商品の一部が本件火災により汚損（前記の煙損害及び臭気付着の損害を除く。）したものであるから、失火見舞費用保険金として二〇万円を支払うべきである。なお、甲田社の商品は焼損ではなく、その損害には煙損害や臭気付着の損害も少なくないと解されるが、前記届出の損害の額等に照らすと、それ以外の放水等による水汚損等が少なくとも二〇万円はあるものと認めるのが相当である。

五 付帯請求の起算日（争点(4)）について

(1) 約款第三条によれば、被告は、保険金請求手続がなされた日から三〇日以内に支払うこと、ただし、被告がこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく支払うことが定められているところ、そのただし書にかかわらず、保険金請求手続が行われた日からその日を含めて三〇日を経過した日に保険金支払義務の履行期が到来したと解すべきである（最高裁判所平成九年三月二五判決・民集五一巻三三三・一五六五頁参照）。

(2) ところで、本件契約による保険金の請求については、約款二六条一項により、損害見舞書に被告の要求するその他の書類を添えて行わなければならないものと解されること、本件では、それらの書類を添えての請求がいつ行われたのか判然としな

しかながら、平成一六年七月二八日には、被告から調査依頼を受けた損害調査会社の代表者である丙野が調査のため松夫と面談していること、丙野社の総務部長成川は、丙野の依頼に應じ、同年八月二四日付で、原告の決算報告書（第三期、第三期、四期）、棚卸表（第三期、第三期、四期）、販売先一覧、仕入先一覧を丙野に送付していること等を考えれば、遅くとも同年九月一日までは、損害見舞書その他の保険金支払いのために必要な基本的な書類は被告に提出されたものと解することができるとは、本件における保険金請求手続は、同年九月一日までに行われていたものと認めるのが相当である。

なお、本件訴訟においては、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金の請求は、訴え提起後に追加されておおり、原告は、本件訴訟までそれらの保険金の請求が可能であることを十分認識できていなかったことが窺われるところ、被告からそれらの保険金の支払いについてきちんとした説明があれば、当然損害保険金と併せて前記の付帯の保険金についても原告から請求がなされたものと解されるから、それらの保険金についても同年九月一日までに請求手続があったものとして、処理するのが相当である。

そうすると、本件の保険金の支払時期は平成一六年九月三〇日であるから、遅延損害金の起算日は、その翌日である同年一〇月一日である。

(3) 被告は、最高裁判所平成一〇年二月二八日判決（判例タイムズ二六五号一五頁）を引用し、調査協力依頼を行った被告の申出に依りて原告が依りて原告が調査に協力しており、その間、原告が保険金請求権を行使することは考えられない状況であったことから、原告の間に、調査結果が出るまで保険金給付義務の履行期を延ばす旨の合意が成立したと解される旨主張する。しかしながら、前記(8)で認定した事実を照らせば、原告側は一貫して保険金の支払いを求めており、被告側の対応に對し積極的手段に出なかったために、結果的に待つ形になったにすぎないと解されるから、履行期を延期する合意が成立したとはいえず、他にその合意を認めるに足りる証拠はない。したがって、被告の主張は、失当である。

六 以上によれば、原告の請求は、損害保険金四〇〇〇万円、臨時費用保険金五〇〇万円、残存物取片づけ費用保険金二五六一四五〇円、失火見舞費用保険金二〇万円の合計四七六万八四五〇円及びこれに対する履行期の翌日である平成一六年一〇月一日から完済まで商事法定利率年六％の割合による遅延損害金の支払いを求める限度で理由があるから、その部分を認容し、その余は失当であるから、棄却する。

（裁判官 政岡克俊）

別紙 図面一（七八頁）
別紙 原告の損益推移表（八頁）

労働

▽労働組合の街宣活動につき、本社付近での街宣活動は労働組合の正当な団体活動として違法性が阻却されるとしたが、会社社長自宅付近での街宣活動は違法であるとされた事例

街頭宣伝活動禁止等請求事件（本訴、同反訴請求事件、東京地裁平一八〇八二二五号、同一九〇二八八七一号、平二一・二・二〇民一部判決、一部認容、一部棄却（控訴）

一 本件は、労働組合による街宣活動の正当性が争点となった事案である。なお、本件では、Y₁とX₁（原告会社）との間の労働契約の合意内容も争点となっているが、この点は事実認定の問題であるので、解説は省略する。

Y₁は、平成一五年四月から早稲田大学の助手を務め、給与の支払を受けていたが、同年七月からは、X₁にも勤務していた。Y₁は、平成一六年一月にY₂（被告労働組合）に加入し、Y₁は、X₁に対して、Y₁の雇用継続などを求めて、団体交渉を要求した。X₁は、Y₁は、平成一七年三月末までの期間限定

のアルバイトとして雇用したのであり、正社員として雇用を求める請求権を有しないと主張し、同年四月以降、団体交渉を拒否した。Y₁らは、同年三月頃から、月一回程度、X₁本社付近の街頭にて、拡声器を用いて演説したり、シネプレヒコルを行ったり、ビラを配布するなどの街宣活動を行った。また、Y₁らは、平成一八年一月ころからは、月一回程度、X₁の代表者であるX₂の自宅マンションへ赴き、チャイムを鳴らして面会を求めたり、マンション前路上で拡声器を用いて演説したり、シネプレヒコルを行ったり、近隣住宅のポストにビラを配布する等の街宣活動を行った。

本件本訴は、X₁が、Y₁らに対し、各街宣行為により、X₁らの名誉・信用等が毀損され、X₁の営業活動が侵害され、X₁のプライバシー権や住居の平穏が侵害されたと主張し、街宣活動の差止め及び不法行為に基づく損害賠償金各一〇〇万円を請求した事件である。Y₁らは、Y₁らの街宣活動は労働組合としての正当な団体行動であるから違法性はないと主張した。さらに、Y₁は、X₁との間の労働契約は、正社員としての採用を前提とした期限の定めのない試用期間であり、平成一五年一〇月からは、本採用の効力を生じていたものとみるべきであると主張し、労働契約上の地位の確立及び未払賃金の支払を求める反訴を提起した。

二 本判決は、X₁の請求については、Y₁らの街宣活動は、Y₁の雇用問題解決のための団体行動として正当な組合活動といえるし、社会通念上許容される範囲のものであると判断し、差止め及び慰謝料請求のいずれも棄却した。他方、X₁の請求については、労働組合の諸権利は企業経営者の私生活の領域までは及ばないから、労働組合の活動が企業経営者の私生活の領域において行われた場合には、当該活動は労働組合活動であることのゆえをもつて正当化されるものではなく、それが企業経営者の住居の平穏や名誉・信用という具体的な法益を侵害しないものである限りにおいて、表現の自由の行使として相当性を有し、容認されることがあるにとどまるとした上で、本件の街宣行為の態様からすると、Y₁らが配布するビラ等の記載内容が真実であったとしても、Y₁らの街宣活動は相当性の範囲を著しく超える違法なものであると判断し、Y₁らに対し、街宣活動の差止め及び慰謝料八〇万円の支払を命じた。また、Y₁の反訴については、Y₁の主張する合意は認められないと判断し、その請求を棄却した。

三 労働組合の行う街宣活動が、会社や個人の名誉・信用を毀損したり、営業権やプライバシー権を侵害するなどの場合でも、正当な組合活動として違法性が阻却されるのはどのような場合かが問題となる。一般には、街宣

活動が、労働組合として正当な目的を有し、その方法が正当な組合活動として社会通念上許容される範囲内のものである限り、摘示した内容が真実であるか、真実であると信ずるに十分相当な理由があった場合には、違法性を欠くが、街宣活動が、経営者や管理職などの個人の私生活の領域において行われた場合は、その内容が真実であったとしても、労働組合活動を理由に正当化することはできないと考えられている。本判決も、概ね、この考え方に沿うものである。

最近の裁判例のうち、街宣活動の正当性を認めたものとしては、スカイマーク事件（東京地判平一九・三・一六判九四五・七六）会社の損害賠償請求等を棄却、銀行産業労働組合（エイアイジー・スター生命）事件（東京地判平一七・三・二八判一九〇四・四三）右同）がある。他方、正当性を認めなかったものとしては、全国金属機械労働組合連合会同南労会支部事件（大阪地判平一七・七・二七判九〇二・九三）医療法人及びその理事長らの損害賠償請求を認容、東京・中部地域労働者組合（街宣活動）事件（東京地判平一六・一一・二九本誌一八三・一二八、その控訴審・東京高判平一七・六・二九判九二七・六七）会社及び代表者の差止め及び損害賠償請求を認容、上原学術研究所事件（大阪地判平一七・二・一七判七六三・五二）財団及びその理事長ら